平成２１年第４回京丹波町議会定例会（第３号）

平成２１年１２月１７日（木）

開議　　午前　９時００分

１　議事日程

第　１　会議録署名議員の指名

第　２　諸般の報告

第　３　一般質問

２　議会に付議した案件

議事日程のとおり

３　出席委員（１６名）

１番	横　山　　　勲	君
２番	岩　田　恵　一	君
３番	篠　塚　信太郎	君
４番	梅　原　好　範	君
５番	森　田　幸　子	君
６番	村　山　良　夫	君
７番	山　内　武　夫	君
８番	東　　　まさ子	君
９番	野　口　久　之	君
１０番	坂　本　美智代	君
１１番	原　田　寿賀美	君
１２番	松　村　篤　郎	君
１３番	北　尾　　　潤	君
１４番	小　田　耕　治	君
１５番	山　田　　　均	君
１６番	西　山　和　樹	君

４　欠席議員（０名）

5　説明のため、地方自治法第１２１条の規定により出席を求めた者（１８名）

町長	寺尾豊爾君
教育長	寺井行雄君
会計管理者	岡本佐登美君
参事	田端耕喜君
瑞穂支所長	野村雅浩君
和知支所長	藤田真君
総務課長	谷俊明君
監理課長	山田洋之君
企画情報課長	岩崎弘一君
税務課長	稲葉出君
住民課長	伴田邦雄君
保健福祉課長	堂本光浩君
子育て支援課長	山田由美子君
地域医療課長	下伊豆かおり君
産業振興課長	久木寿一君
土木建築課長	十倉隆英君
水道課長	中尾達也君
教育次長	野間広和君

6　出席事務局職員（３名）

議会事務局長	長澤誠
書記	西山民子
書記	石田武史

開議　午前　９時００分

○議長（西山和樹君）　皆さんおはようございます。

本日は師走の大変お忙しい中、定刻にご参集いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は１６名であります。

定足数に達しておりますので、平成２１年第４回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第１、会議録署名議員の指名》

○議長（西山和樹君）　日程第１、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第１１９条の規定により、３番議員・篠塚信太郎君、４番議員・梅原好範君を指名します。

《日程第２、諸般の報告》

○議長（西山和樹君）　日程第２、諸般の報告をいたします。

本日の本会議に京丹波町ケーブルテレビのビデオカメラによる撮影収録を許可しましたので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第３、一般質問》

○議長（西山和樹君）　日程第３、一般質問を行います。

一般質問の通告議員は、お手元に配付のとおりであります。

最初に、東まさ子君の発言を許可します。

８番、東まさ子君。

○８番（東まさ子君）　おはようございます。

私、まず最初に、１１月に行われました京丹波町の議会議員選挙では、皆さんの大きなご支援をいただきまして議会へと送っていただきました。心から感謝を申し上げますとともに、公約実現に向かって全力で頑張ってまいる決意でございます。

また、寺尾町長におかれましても二代目の町長ということでご就任されまして、改めてお祝いを申し上げます。

それでは、平成２１年第４回京丹波町議会定例会におきます私の一般質問を行います。

まず最初に、国保税についてお聞きをいたします。

国保税は２０年度、２１年度と連続して引き上げが行われまして、１人当たり２万７，０００円の引き上げとなりました。家族の多い世帯では収入も何も増えていないのに、３０万円だったものが倍近くになったということでありますし、また、ある方は高齢で子供は障害をお持ちということでありますが、子供の収入もないのに１万６，０００円の国保税が２万円になって、これから先本当に心配だというふうな声をお聞きしてまいりました。今、国保税は、負担は限界となっております。今、来年度の予算編成にかかる時期となってまいりますが、命と暮らしを守る自治体の役割が重要であります。

そこで、まず最初に、１１月１７日の新聞報道でありますが、京都府が夫婦と子供２人の中間所得世帯をモデルにいたしまして、国保税の市町村間の格差を算出したと載っておりましたが、本町の状況をどのように把握されているのか、まず最初にお尋ねをいたします。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　皆さん、改めましておはようございます。傍聴の皆さんも本当に早朝からご苦労さんでございます。

それでは、東議員にお答えをいたします。

新聞報道にありました夫婦と子供２人の中間所得世帯モデルにおける本町の保険税は２７万２，７００円となり、府下ではやや高目となっております。ただし、この試算には介護分は含まれておりませんので申し添えておきます。

○議長（西山和樹君）　その前に暫時休憩いたします。

休憩　午前　９時０４分

再開　午前　９時０５分

○議長（西山和樹君）　東君。

○８番（東まさ子君）　やや高値ということでございますが、どのぐらいに位置しているのかお聞きをしておきたいと思います。また、高齢者の単身世帯につきましてはどうなっているのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　担当課長からお答えをさせていただきます。

○議長（西山和樹君）　伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君）　当然どのあたりだというのを聞きたいところだとは思うんですが、これにつきましては公開をしないということになっておりまして、これについては公表しないということでございます。

それから、高齢者の単身世帯につきましては３万３，３００円ということでございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君）　東君。

○８番（東まさ子君）　高齢者の世帯３万３，３００円ということでございますが、これはどのぐらいに位置しているのかお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　担当課長から答弁をさせます。

○議長（西山和樹君）　伴田住民課長。

○住民課長（伴田邦雄君）　高齢世帯につきましては、かなりの上位に位置しております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君）　東君。

○８番（東まさ子君）　２年連続で国保税は引き上げられましたが、６月に行われました町政懇談会でもさらに来年度も引き上げの可能性があるとの答弁があります。また、議会でも来年度の国保税も値上げをというそういう見解が答弁されているところでありますが、今本当に景気も低迷しておりまして、払いたくても払えないそういう状況になっております。そういう保険税をさらに引き上げるということは苦しい生活に追い討ちをかけて、新たな滞納者を増やしていくことにつながっていく、このことは明らかだと思っております。

景気、本当に厳しく、暮らしが一層大変な今、行政としてはあらゆる方法を考えて繰り入れを増やして、そして保険税を引き下げていくということが地方自治体、命を暮らしを守るそういう立場から責任が問われているのではないかと思いますが、お考えをお聞きをいたします。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　お答えいたします。

ご承知のとおり基金の繰り入れにつきましては、平成２０年度には８，０００万円の繰り入れを行い、今年度も現時点で８，１８１万９，０００円の繰り入れを予算化いたしております。基金も年々減少しており、基金を活用した税率等の引き下げは困難ですので、ご理解を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（西山和樹君）　東君。

○８番（東まさ子君）　基金からの繰り入れは困難という、そういう答弁でございました。

私、少し本町の国保会計の収入に占める国庫負担金、そして補助金の割合を調べてみました。国の負担金や補助金は平成１３年度、私が資料を持っておりますもので比較をいたしましたが、平成１３年度は３８％、国からいろんな形で入ってきておりましたが、２０年度は

２４％に減っております。このように国保税が高騰してきている本当の根本的な原因は国の予算のそういう削減であります。１９８４年を皮切りにいたしまして年々国保会計への国からの補助金が減らされてきたというそういう経過があります。

しかしながら、国保というのは年金生活者でありましたり、失業された方たちなど無職の人たちが加入する保険であります。手厚いそういう国庫負担なしには成り立たないそういう医療保険であります。また、新たな後期高齢者医療制度の創設でありましたり、福祉医療や収納率の低下によります国の制裁措置など、本当に国のいろんな新たな医療制度の創設や制裁措置などによって、さらに負担が増やされてきている状況でございます。

今、町長の方から２０年度は８，０００万円、２１年度も８，１８１万円、基金から繰り入れを行って、そして基金も減ってきているというふうなこと答弁ありましたけれども、しかしながら、このまま低所得者が大変たくさん入っているこの国保において、この国保税を上げていくということになりますと、今でも大変な保険税がますます払えなくなっていくということになってまいります。

今こういう経済状況でありまして、国の方もいろいろと景気対策ということで臨時交付金なども地方へ出して、生活また暮らしを支援をしているときでありますので、町としてもそうしたお金も活用するなどして、あらゆる方策を考えて保険税の引き下げ、これを行っていくことが大切だと思っておりますが、そういういろんな努力、こういうことはされないのかどうかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　お答えいたします。

引き下げの余裕は今のところ心当たりがないという、あるいは、基金をさらに取り崩しての引き下げも無理かというふうに考えておりますので、そのようにお答えしておきます。

○議長（西山和樹君）　東君。

○８番（東まさ子君）　そういうことになりますとさらに値上げをしていくということの裏返しだと思いますが、そういうことになりますとますます滞納者が増えて、いろいろと悪循環を繰り返していくということで、さらに保険財政は逼迫していくということになると思います。国保への加入者５，１１９人、平成２０年度の決算で見ますと５，１１９人加入しているということでありますので、１人１万円引き下げいたしますのに５，０００万円あればできるわけであります。

平成２１年度８，１８１万円基金繰入行っているということでありますが、最終的決算なるまでわかりませんので、平成２０年度の決算を見ますと２億円余りの基金があるというこ

とでありますので、今こういう時期でありますので基金の繰り入れをして、さらに被保険者の生活を守るということが大切ではないかというふうに思っております。

あらゆる方策を考えて、そして引き下げをしていくんだと、負担を被保険者の人にさせないんだという、そういう決意はないのかどうかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　現状でも基金から８，０００万以上の繰り入れを行っているところです。東議員にご理解いただきたいと思うのは、引き下げを考えていないという答弁に対して、それじゃ引き上げを予定しているのかということについても現在検討中ですし、今ご趣旨のとおり、引き上げをして滞納を増やすということは本意ではございませんので、十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（西山和樹君）　東君。

○８番（東まさ子君）　それでは次に、国保税の２０年度の未納分についてお聞きをしておきたいと思います。

所得が１００万円未満、それから１００万円から２００万円未満、それから２００万円から３００万円未満、３００万円から４００万円未満、４００万から５００万円未満、５００円以上、未申告者それぞれについてどういう状況になっているか、世帯数と割合についてお聞きをしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　お答えにならんかもわかりませんが、現時点で所得階層別の滞納者数の分析は行っていないところであります。

○議長（西山和樹君）　東君。

○８番（東まさ子君）　分析は行っていないということでありますが、この未納についての分析ですが、これは以前から担当課長にもお尋ねをしてきた経過があるのでありますが、今本当に京丹波町は滞納者も多いですし、こうした分析をして、本当にどういうことになっているのかというそういう分析をしなくては、本当に被保険者の状況というのはつかみ切れないのではないかというふうに思っておりますが、なぜこういう分析というのはされないのでしょうか。ほかの自治体ではきっちりこういう分析もしながら、いろいろ国保の運協にも資料を提出したりして検討がされていると認識しておりますが、こういう分析などはされないのでしょうか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　国保税の滞納をされている方は、もちろんほかの町民税や固定資産税

の滞納者が多いという事実はつかんでいるようですが、現状そうした分析が行われていないという事実をお答えしました。東議員が提案されているとおり分析した方が、より滞納についての現状をつかめるんじゃないかというふうに考えておりますので、分析を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（西山和樹君）　東君。

○８番（東まさ子君）　なぜ分析かといいますと本当にいかに保険税がみんなの暮らしに、どういう影響を与えているかということを知っていただくことが町の皆さんに本当に大切なのではないか。保険税を決定する際にもそういうことを大いに参考にしていただきながら決めていただくという、そういう立場が大切だということから申し上げた次第であります。

それでは次に、町の条例に定めております申請による減免についてお伺いをいたします。

今、失業や倒産などで急激な収入減に陥った場合の対応として積極的に申請による減免、こうした相談に乗るべきではないかと思っております。そしてまた、その減免した費用につきましても一般会計から繰り入れを行って、国保会計へ影響が出ないようにすることについてどうかと考えているところでございますが、町長の所見をお聞きいたします。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　お答えいたします。

減免につきましては申請を受理した場合には条例に照らし、適正に対応してまいります。減免分を一般会計から繰り入れることは困難と考えております。ご理解をいただきますようにお願いいたします。

○議長（西山和樹君）　東君。

○８番（東まさ子君）　申請したら対応はしていただけると思っておりますが、これまでの経過によりますと、こういう申請による減免は本町におきましては、これまで一回もされていないという、そういうことでございました。

町は昨年から不況による対策として相談窓口などを開いてきましたけれども、こうした国保税の問題についての相談はなかったのかどうか。また、窓口でいろいろと分納相談などにも応じておられると思っておりますけれども、国保税は前年度の所得にかかるために、そういう失業など緊急に遭った人たちにとっては大変な問題でございますが、そうした人たちへの相談として、こういう減免がありますよということを積極的に相談者に話しかけて、収入に応じたそういう金額を納めていただくとかそういう親切な対応、こういう制度のお知らせもして、相談者に対応していくというそういうことはされているのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　東議員がおっしゃっている保険の負担料が失業しても前年収入があれば納付義務があるという事実、私もよく承知しているんですが、そのことで申請に至らずも相談があったら当然対応しております。ということと今おっしゃっている一般会計からの繰り入れについては、その他の制度、社会保険等ほかの制度、国保だけではないということで、税の公平の観点から一般会計からの繰り入れが困難というふうに私は理解しております。ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君）　東君。

○８番（東まさ子君）　今、国の方でもこうした緊急のそういう失業された方たちへの対応として町などが減免に応じた場合に国のそういう交付税の措置というか、財源措置をするというふうなことになってきているのではないかと思っておりますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君）　谷総務課長。

○総務課長（谷　俊明君）　交付税の措置でございますが、失業者を特定してという部分までは私の方では、まだ情報は手に入れておりません。

○議長（西山和樹君）　東君。

○８番（東まさ子君）　ある自治体ではそういう困っておられる方に今、法定減免２割、５割、７割というのがありますが、８割減免なども行ってそういう対応をしているところがあるとお聞きをしております。国のそういう財政措置も含めまして研究していただいて、生活が大変圧迫しているそういう方たちへの親切な対応というのを今後心がけていただきたい、このように思っております。その国の財政措置というのをまた調べていただいて、ご報告をお願いしたいと思います。

次に、資格証明書でございますが、これを発行しないようにと日本共産党議員団一貫して訴えてきたところでございますが、そうした立場で質問をいたします。

このことにつきましては未納の実態を十分に把握をしていただいて、資格証明書の発行をゼロにしていただきたいと考えております。今本当に大事なことは保険証の取り上げというそういう制裁ではなくて、滞納した世帯への訪問や調査を行いまして、実態に応じたそういう対応をしていくことが大切でございます。そういうことについては悪質でない限り、正規の保険証を交付すべきと思っております。このことについて親切な対応、きめ細かな対応、

そして正規の保険証を交付すること、このことについて見解をお聞きをしておきます。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　さきの国の制度とか財政措置をよく調べるというご提言については、よく調べて当町でも善処してまいりたいというふうにまず考えております。

高校生への資格証明書交付につきましては現在、国において中学生と同様に短期証を交付する方向で見直しが検討されているようでありますので、その動向を見守りたいというふうに考えております。なお、現在、資格証明書対象世帯４５世帯を発行しているんですが、高校生以下の方はいらっしゃいません。

以上、答弁です。

○議長（西山和樹君）　東君。

○８番（東まさ子君）　ちょっと順番を前後しまして質問をしてしまいました。

高校生のいる家庭への資格証明書について、高校生は存在しないということでございました。中学生は法の改正によりまして無条件に交付になりましたし、高校生もそういう方向であるということであります。

そして、国の通達によりまして、一般の世帯というか親の世帯につきましても支払いが困難といえば短期証が交付されるということでありますので、きめ細かな対応をしていただきまして、もう悪質でない限り、今４５世帯あるということでありますが、この４５世帯の方たちの訪問、相談活動を行っていただきまして資格書を発行はしない、そういう立場で相談活動に頑張っていただく。本当にご苦労さんでございますが、そういう立場を貫いていただく、こういうことにつきまして答弁を求めたいと思います。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　今提言いただいているとおり本当にこういう証明書が発行されずに、訪問調査とかいろんなことで親切にすることによって解決できたらよいなあというふうに私は考えております。何せその発行されている子供の責任ではないという部分を重く受けとめておりますので、できるだけ訪問調査して発行せんでよいような状況になることを願っております。

○議長（西山和樹君）　東君。

○８番（東まさ子君）　しっかりと訪問調査をしていただきまして、また結果をご報告いただきたいと思っております。

次に、町民の生活の足の確保の問題についてお聞きをいたします。

いつまでも健康で元気に暮らせるためには足の確保が重要であります。今の町営バスの運

行では、通学バスの空き時間を利用して走らせているために路線や本数に限りがありまして、住民の利用を考えた運行にはなっておりません。だれもが高齢とともに、いつかは運転免許証を返上しなくてはなりません。高齢者をはじめ交通弱者が安心して暮らせるまちづくりにバス交通の充実は必要であります。

前町政のもとで今後の町営バスの運行に役立てるといたしまして料金を半額にする社会実験が行われました。乗車人数、運賃はどう変化したのかお伺いをいたします。

また、買い物に行っても午前中に帰れるように、あるいはバス停が遠い、土日の運行など声が寄せられております。住民の利用を考えたバス運行にするべきだと考えております。所信表明で町民の生活の足の確保をすることは、まちづくりにおいて非常に重要なことである。厳しい運営状況であるが、改善に取り組みたいとされております。具体的にはどういう形で取り組みをされていこうとされているのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　東議員、昨日顔を見ませんでしたので、篠塚議員にお答えしたことをもう一度お答えしておきます。

本年９月の１９日間において町営バス現金乗車料金半額割引の社会実験を実施いたしました。結果といたしましては、全線の９月の一般客の乗客数は３，４９５人でございました。昨年９月と比較しまして６３９人の増加でありました。特徴としましては地域間での格差が生じました。特に丹波和知線で前年に比べ、１日平均乗車客数が２９名から４８名と１９名の増となりました。高原下山線においては２０名から２６名の６名増。他の路線については４名までの増にとどまり、特に大きな変化はありませんでした。

運転手への聞き取りから判断しまして、乗客数増となった丹波和知線については週に１回程度の利用が半額割引により２回から３回の利用となったことから乗客数が増となったと考えております。このことは利用者の固定化により同じ利用者が多く、新規の乗客が増えたことではないように考えらます。また、料金半額割引の社会実験は、一部を除きほとんどの路線で目立った変化もないことから、料金の問題と乗客数との関係は今回を見る限り希薄であったと分析し、なお検討を重ねる必要があるのではないかと考えております。

町営バス運行の社会実験は結果として今お答えしたとおりなんですが、住民の方々の利用を考えたバス運行にしていくべきではないかというご質問で、私も同じ考えであります。バス運行の現状を細かく検証し、改善できるところは改善し、最大限の努力をしてまいりますので、ご理解ご協力をお願いしたいと思います。

○議長（西山和樹君）　東君。

○８番（東まさ子君）　ありがとうございました。

本町の場合、スクールバスを一般住民に開放する混乗化の方法で町民の足の確保を行っておりますので、制約もあって住民にとって便利なバス運行となっていないのが現実であります。そうしたことで先進地事例も調査研究をして、例えば２００円バスでありますとか、福祉バスでありますとか、予約制のデマンドバスなどの運行も考えてはどうかと思っておりますが、そういう先進地の調査研究、こうしたことを行っていくということについてはどうでしょうか。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　ご提言の私もたまたまこういう立場になってから、そういうことのテレビ画面をよく注視しております。状況は違うなあというふうに最後にちょっと思ったりしているんですが、ご提言どおり一生懸命そういう先進地等の研究もしていきたいというふうにまず考えております。

公共交通総合連携計画を立ててはとのご質問でございますが、本町の実情や課題を踏まえ、本計画作成の有効性等を調査研究してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（西山和樹君）　東君。

○８番（東まさ子君）　続きまして、３点目に畑川ダムと丹波・瑞穂統合簡易水道事業整備についてお尋ねをいたします。

畑川ダムは未給水世帯や将来の人口増、事業所要望などに対応するために平成２５年の供用開始を目指して工事が進められております。ダムによって５，０００トンの水量を確保し、丹波・瑞穂地域へ安定した給水を行うとしておりますが、平成１６年度には下山水源と水原の水源、２カ所の新たな水源が確保されまして、将来の水需要を考慮いたしましても十分賄うことができる水量の確保ができ、ダムの必要性はなくなっていると考えております。

畑川ダム、下山水源、水原水源の３カ所の取水地築造、あるいはまた導水・送水・配水、浄水施設整備などを内容といたしました丹波・瑞穂簡易統合水道整備事業は当初、事業費１６８億円でスタートをいたしました。１６年度の見直しで１５８億円に、そして昨年の２０年度の見直しで１４４億円となりまして、執行済みの事業費は１１４億円であります。２０年度の見直しは、畑川ダム事業が５年ごとに行われております京都府の公共事業再評価にかかわるために行われまして、提出資料によりますと竹野水源は夏場の枯渇が著しく、安定取水が難しいと写真も載せておりまして、ダム建設の一つの根拠となっております。

そこで伺いますが、他の簡易水道から水を融通してもらうためには必要であるとされてお

りまして、竹野配水池４，５００万円のそういう計画がされておりましたが、昨年の見直しでは、これがカットされております。竹野水源の水はどういう状況なのか。また、カットされた理由について、これまでも聞いてきた経過がありますが、改めてお伺いをいたします。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　お答えいたします。

丹波・瑞穂統合簡易水道整備事業は将来的に必要となる水需要に対応するため、既存の３６水源と新規水源である下山水源、水原水源に畑川ダムからの取水５，０００立方メートルを加えた日最大１万４，１００立方メートルの水道水を供給する目的でまず行われております。また、総事業費につきましても事業内容の見直しや落札率等を考慮した上で事業費を圧縮して計画しております。

ご質問の竹野水源は夏場には著しく取水量が低下することがあり、将来的には丹波中央からの水源に振りかえることも想定されております。その際には加圧ポンプ施設等の整備が必要となってまいりますが、当面は現施設で十分対応が可能と考えております。

○議長（西山和樹君）　東君。

○８番（東まさ子君）　そうすると安定した竹野水源におきましては水が当面確保できるという、そういうことになると思っておりますが、今の答弁によりますと、このようにそれぞれ見直しをされてきているわけでありますが、そうすれば畑川ダムにおきましても既存というか、新興住宅関係の水事業以外につきましては水が足りているというそういうことにもなります。そういうことでありますので畑川ダムにつきましても今本当に水を、ダムがなかったら水が確保できないのかということもしっかり検証するべきではないかと思っております。合併もいたしまして和知も４５億円かけて統合水道整備事業もされておりますので、そこからの融通も含めてやっぱり今こういう時期でございますので、しっかりと検証していくということが大切だと思っておりますが、その点についてはどうでしょうか。町長は畑川ダムは必要だと言っておられますけれども、だけれどもそういう検証というのは、いろんな合併のそういう効果ですか、そういうものを考えてするべきではないかと思っておりますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　調査研究等をというのは水道事業について統合していったということについてですね。とにかく調査研究、日々怠ることのないように、これはやっていかんなんというふうに思います。水需要について、うんと検討する必要はあると思います。現状、新興住宅地なんか非常に水質が、供給されておっても非常に悪いんですね。そういう実態があ

りますので、やっぱり水というものは要る場所に、要るときに、要る量、ぱっと水道水、ひねったら出るようにするのが行政の責務だというふうに基本的に考えております。

○議長（西山和樹君）　東君。

○８番（東まさ子君）　いろいろと町長の考えをお聞きしました。

竹野は夏場は枯渇するということも一方ではあるということでございますけれども、竹野の地域におきましてはダムができても、そういうダムを融通してもらえる道筋がなければ利用できないということでありますので、本来ならばダムをつくるよりも、そういうことでありましたら竹野のそういう整備を先に計画、執行していただくことの方が重要なのではないかということを再度申し述べておきます。

また４点目といたしまして、京都地方税機構についてお伺いいたします。

昨年からの深刻な経済危機のもとで経済や雇用情勢はさらに悪化し、失業や賃金・ボーナスカット、売上の急激な減少などによりまして、税金や国保税を納めたくても納められないといった状況が広がっております。こうしたもとで１２月１３日には広域連合、京都地方税機構の臨時議会が開かれまして、来年１月から府税や町税、国保税の徴収業務がスタートすることとなりました。

地方税機構の業務は地方税と国保税の滞納分につきまして、地方税機構へ移管の手続を行ったものについて滞納処分をするということになっております。これまで身近な役場で相談などできたものが亀岡まで行かなくてはならないなど町民への影響は大きいものがありますが、その周知についてどのように行ってこられたのかお聞きをいたします。

また、税務行政は行政の根幹をなす問題であり、住民の暮らしに直結する内容でもあります。特に分納中や生活困窮者は地方税機構への移管の対象外とすることが求められていると思っておりますが、移管の基準について町長の所見を求めます。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　ご承知のとおり８月１９日に京都地方税機構が設立されました。町広報で、お知らせ版９月号で税機構の設立や来年１月からの滞納分の徴収業務開始等についてお知らせするとともに、９月から本町ホームページ上にも税機構についてお知らせを掲載いたしております。

また、移管については町税や府税の全税目について納期限を一定経過した滞納案件を移管するもので、これらの案件について府内の２６構成団体が共同して徴収業務を行うことによって納税者の利便性向上を図りながらより一層の公平・公正な税務行政を行うとともに、徴収率の向上や徴税コストの削減等、効果的・効率的な執行体制を整備する上で最も大きく寄

与するものと考えております。

○議長（西山和樹君）　東君。

○８番（東まさ子君）　先日の総務常任委員会の説明でも税機構について説明ありましたけれども、電算システムがうまく機能していないということも報告をされておりました。１月からスタートということでありますが、本格実施は４月からということでありました。電算システムの状況などはどうなっているのかお聞きをします。

また、５００万円以上、あるいは亀岡で共同徴収する５００万円以下の件数について、本町はどういう状況になっているのかお聞きをします。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　担当課長から答弁させます。

○議長（西山和樹君）　稲葉税務課長。

○税務課長（稲葉　出君）　今、データ連携の関係で、システム等の状況はどうなっているのかというご質問ですけれども、現在、本部の方に共同徴収支援システムというのが既に立ち上がっておりまして、それから市町村のシステムとのデータ連携のテストをやっております。今の段階で、全部で３段階テストを行うわけですけれども、今現在２段階のテストが終わっていないところは５団体、ＮＧが出ているところが５団体ございます。そして最終的に今、第３段階のテストということですけれども、これはもう既に始まっておるわけですけれども、これの方につきましては今３団体のみがデータを流しているというふうな状況でございます。

それから、１月から暫定的に、データ連携のおくれということで暫定的な措置としまして、５００万円以上の大口の案件につきましては本部の方で業務が開始されていく。それから今現在、共同徴収案件として取り扱っているものにつきまして、それを税機構の地方事務所の方でやっていくというふうなことになっております。

以上です。

○議長（西山和樹君）　東君。

○８番（東まさ子君）　それぞれ５００万円以上、そして５００万円以下の亀岡でする分ですね。これ、本町の分はもうそちらの方へ行く分があるのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

また、一定の納期限が切れたものを移管するということでありますが、一定の納期限というのはどういうところなのか。また、９月ホームページでも住民への周知は行っているということでありましたけれども、全体的にはまだそういうことを知らないという方たちが圧倒的なのではないかというふうに思っておりますが、そういう状況のもとでこういうことをス

タートさせていくということは本当に問題だと思っておりますが、みんなへの周知については、これで行きわたって、きっちり周知してきたと思っておられるのかどうかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　今後の周知につきましては中部地方事務所管内の亀岡市、南丹市、南丹広域振興局税務室とも連携をしながら、同一内容で周知を当町におきましても行っていくこととしております。残余は担当課長から答弁させます。

○議長（西山和樹君）　稲葉税務課長。

○税務課長（稲葉　出君）　５００万円以下の案件につきましては４月から中部事務所の方におきましては亀岡市なり南丹市、それから振興局の税務室との協議のもと、この管内につきましては４月から５００万円以下のものについても順次データ連携ができたものについて行っていくということになっております。

それから、一定の納期限が過ぎたものということですけれども、一応督促状を将来的には税機構の方へ出すということになっておりまして、納期限が一定過ぎたものについては移管するということになっております。

○議長（西山和樹君）　東君。

○８番（東まさ子君）　納期限過ぎたものは移管するということでございますが、これまでも聞いてきた経過があるかもわかりませんが、すべて移管するのかどうかお聞きをしておきたい。

それから暫定スタートということでありまして、職員は町からも３名ということでありましたが、どういうふうになるのかお聞きをします。

また、国保制度も税機構へ移管するということでありますが、先ほど資格書の発行の問題でいろいろと町の見解もお聞きしてきたわけでありますが、国保につきましてはほかの税と違いまして、国保皆保険としてすべての国民の医療権を保障する医療保険制度として根幹をなすものでありまして、国保は福祉であるとも位置づけられております。国保の関係につきまして移管するということにつきましては、本当にきめ細かな対応ということで町長の方から先ほどもありましたけれども、こういうかかわりをより多く必要とするものでありますので、対象とするべきものではないと考えておりますが、それについてはどのように考えておられるか再度お聞きをしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　国保料じゃなしに国保税となっておりますので、予定どおり移管する

こととなります。残余は担当課長から答弁させます。

○議長（西山和樹君）　稲葉税務課長。

○税務課長（稲葉　出君）　職員の派遣につきましては先ほども申しましたように、４月から３名の派遣ということでございます。一応、中部事務所管内におきましては亀岡市が７名、それから南丹市が３名、それから京丹波町は３名、それから府の方から４名ということで、１７名体制で４月からですけれども始めるということでございます。

○議長（西山和樹君）　東君。

○８番（東まさ子君）　この税機構の移管によりまして機械的な徴収にならないよう申し述べておきます。

○議長（西山和樹君）　これで東まさ子君の一般質問を終わります。

ただいまより暫時休憩いたします。休憩時間は１０時１０分までといたします。

休憩　午前　　９時５２分

再開　午前　１０時１０分

○議長（西山和樹君）　休憩前に引き続き会議を行います。

東まさ子議員から会議を欠席する旨の届け出がありましたので報告いたします。

次に、坂本美智代君の発言を許可いたします。

１０番、坂本美智代君。

○１０番（坂本美智代君）　まず初めに、１１月に行われました町会議員選挙では皆さんの大きなご支援をいただきまして、再び議会へ押し上げていただきましてありがとうございます。公約実現に向けて全力で頑張ってまいります。

また、寺尾町長におかれましては、このたびの改選によりまして二代目の京丹波町町長として就任をされましたこと、心からお祝いを申し上げます。

それでは、ただいまから平成２１年第４回定例会におきまして、通告書に従い、医療福祉について、教育問題について、交通安全・防犯対策について、町長にお尋ねをいたします。

まず初めに、医療福祉について２点、町長にお尋ねをいたします。

このたび行われました町長選挙での争点は、投票日前に町内の有権者５０人を無作為に選び、電話での調査を行った結果、医療問題や地域交通への関心が高く、重視する政策では医療問題を選んだのは２３人と圧倒的であったと報道されておりました。

特に、和知診療所の体制が後退をした問題があったかと思いますが、和知地域に限らず、丹波・瑞穂地区においても高齢化する中、身近で医療が受けられる安心して暮らせるまちづくりを求められております。

そこで町長にお伺いをいたします。

本町には京丹波町病院とまた京丹波町病院の附属として質美診療所、そして和知診療所と和知歯科診療所があります。それぞれ住民の健康を守る上で大きな役割を果たしておりますが、町長の地域医療への考えをお聞きいたします。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　坂本議員にお答えいたします。祝意本当にありがとうございます。坂本議員の活躍にご期待を申し上げます。

それでは、質問に対してのお答えをいたします。

高齢化が進む中で地域医療体制の確保は住民の方がこの町で安心して暮らしていただくために最も必要なことであると思っております。今までから不採算の地域であって民間の病院、診療所等も進出してこないところであったからこそ自治体病院などが設置され、その役割を担ってきたところであります。その点については今後もしっかり守っていきたいと、そのように考えております。

しかし、一方では、それを支えていく町財政にも厳しさがあり、病院、診療所等での経営改善に向けての取り組みも避けて通れません。町民の皆さんにご利用いただいてこそ守っていけるものでありますので、皆さんが求めておられることにしっかりと耳を傾けて、そして町民の皆さんにご協力を求めながら、利用しやすい環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（西山和樹君）　坂本君。

○１０番（坂本美智代君）　この問題は昨日からいろいろな議員からも質問がありまして、町長の公約の中でもありました本当に医療の大切さ、住民の命が何よりも大切であるというようなことは町長の昨日からお伺いした中で十分私も酌み取れております。

実は、次の２点目ということになりますが、まず私は、この町長の地域医療の考えをお聞きした上での２点目の質問をさせていただきたいと思います。

和知診療所問題では、町長は２０１１年度内には医師の確保と一般病床の復活に全力投球すると言われ、私たちも実現に向けて協力を惜しまないつもりでもあります。しかし、初登庁されました２０日にマスコミのインタビューを受けた中で、将来的に質美診療所の廃止の方針を述べられました。その会見の真意を私は伺いたいと思います。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　結論を先に申し上げます。診療所の廃止は考えておりません。たまたま時間が制約された中での取材でしたので、朝日さんが右にいらっしゃって、読売さん、京

都さんといらっしゃって、３人同時に応対をしておりました。その中で朝日さんの一つの考え方がるる述べられておりまして、私もやや同調した面があるのかもわかりませんが、はっきり申し上げていたことは、まず、そういう診療所を廃止する等のときには議員さんにまずお諮りします。そして地域に入っていって、住民の皆さんのコンセンサスが得られた後の話ですということをはっきり申しております。後に、ある記者から町長、新聞記事撤回なさるんですかとか、あるいは変更なさるんですかという質問を受けました。撤回も変更もしません。えっ何でですかと。発言していないからですというふうに私はお答えしました。

以上、答弁といたします。

○議長（西山和樹君）　坂本君。

○１０番（坂本美智代君）　まず町長は、今おっしゃいました。廃止は考えていないと。これで一つは一安心はいたしました。しかし、やはり私、今、これはコピーでございますけど、朝日とそしてこれは京都新聞社とのあわせては取ってきてあります。しかし、この朝日さんの１１月２１日付ですけどね。その中で、人口約１万７，０００人の町で１病院２診療は過剰ではないかと問われますと「質美の診療所は必要ない。時間をかけて地元に話していく」と述べられたと書いております。

やはり今、町長おっしゃいました。これをしゃべっていないことを書かれること自体がね、やはり町長としては、もう住民からしたら、えっ何で地元には書いてなかったのに、なぜ朝日さんに書いてあるのと。それがまず住民の方は不信を抱かれました。和知は守って、何で質美は守れへんのやと。まず、それ言われます。命は一緒ですね。私はほんまに町長の大きな公約として診療所を守るんやと。もちろん和知の診療所を守るというの、大変感銘も受けますし、もちろん命を大事にするということで公約を大きく掲げられて、期待を受けられて当選されたかと思います。しかし、こういった新聞報道に、こういったことを書かれるということ自体ね、やはり町長さんという立場上、やっぱり十分認識はされておられるとは思いますけれども今後、こうしたことはやはり十分配慮された上でするべきであるということを私は申し上げたいと思います。

それと今、町長が結論的にはおっしゃいましたので、質美の診療所は廃止をしないと。やはりこれまでから質美という地域自体、保育所も統合されました。保育所にしても質美の診療所にしても財産区という、お金があったかどうかわかりませんけど、財産区としてお金を出して、みんなでやはり子供たちの保育所、そして小学校、診療所、そういったことはこの地域に必要だとして先人の方が努力をされて守ってきた経緯があります。やはりこうしたことは十分、また地元の方ともこれからお話をしていただく機会をたくさん持っていただける

ことと思いますけれど、やはり住民の方が守ってほしいというものがあれば、やはり大切に考えていただきまして、今後こういった地域医療というものに全力を挙げていただきたいと同時に、やはり住民からこうした不信感を抱かれるようなことは、やはり避けていくべきだということを申し上げておきます。

２点目でありますが、教育問題について２つほど町長にお伺いをいたします。

まず、学童保育の学年の引き上げについて。

これまでも私は何回かこうした保護者の方の要望を聞く中で、学童保育の引き上げについて質問をしてまいりました。

今、本町では旧町ごとに１カ所、学童保育が実施をされております。低学年までとなっておりまして、４年生以上は利用できません。これまでにも何回となく質問もし、お母さんと子供さんとご一緒に教育長、そして教育次長とも直接実情をお話をさせていただきながら十分、教育長も教育次長も実態は把握していただいております。しかし、施設の整備など条件が整っていないということで検討中のままでありまして、やはり町長の所信表明の中でも学童保育を充実させていきたいと言われておりました。この町長の充実とは、具体的にはどのようなことを言われるのか。そして、安心して働けるよう４年生以上も対象とするようなそういった学童保育に取り組むべきと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　２番目の答弁に入る前に、診療所のことについては本当にご迷惑とかご心配をおかけしたこと申しわけなく思っております。今後は十分注意していきたいとそんな気持ちでおりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

学童保育は保護者の就労等によって放課後の家庭保育にかける児童に対し適切な場を設け、集団生活の中で健全な育成を図ることを目的として設置しているものであります。

法的にはおおむね１０歳未満の放課後児童を対象といたしておりますが、本町では設置当初のニーズや人的あるいは施設的な問題で、小学校３年生までを対象としてまいりました。その後、保護者の皆さんの要望を踏まえ、夏休みや春休み期間中について、４年生の子供さんもお預かりしているところでございます。このように保護者の皆さんの声を少しずつ具体化しておりますが、指導員や保育施設の確保、通所交通手段等の課題がありますので、可能な範囲で対応してまいりたいと現在は考えております。

○議長（西山和樹君）　坂本君。

○１０番（坂本美智代君）　今の現状といたしましては大変親御さんも、ことし３月議会でもちょっと質問させていただきました。本当に今、１人の子供さんとか、そして兄弟さんで行

っていても、やはり４年生になったら１人でお家に帰らなあかんと。ある方は、もう家に帰ってもだれもいないから、もう自転車で遊びに行くわけですよね。そうしたら帰るころになったら今の時期、物すごく、もう５時前やったら真っ暗です。そこを自転車を引いて帰る子も見ると。

やはり下の子が２人とも学童保育行っているときはよかったんやけど、その４年生になったことによりまして、やはり１人でなかなか留守をさせるいうことを親御さん自体が本当に心配をされております。今の時期、暖房器具の取り扱いも心配されます。そして、不審者が出るということもまた心配をされておりまして、そういった配慮がほんまに早いこと学童保育の学年の拡充してほしいという保護者の皆さんの本当に切実な願いであります。

今、京都府下ではこうした３年生以上の学童保育の状況はどのようになっておるでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　坂本議員がおっしゃっている一般的に行政というものは給付、優しい部分と権力側ですね、税金を徴収するという側があって、優しい部分は本当にルールと言わんと、今言わはったようなことは本当に兄弟で切実ですのでね。片一方は預かる、お兄ちゃん、お姉ちゃんの方は１人で遊ばんなんというようなことについて、仮に諮問委員会なんかつくった場合は、私は白紙諮問するんじゃなしにね。坂本議員がおっしゃっているようなことを踏まえて諮問したいと、そんな気持ちであることはまず答弁しておきます。

残余は担当課長から答弁させます。

○議長（西山和樹君）　野間教育次長。

○教育次長（野間広和君）　ご質問の学童保育の京都府内の状況でございますが、１年生から４年生を対象学年としているところにつきましては、向日市、長岡京市、大山崎町、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宮津市、伊根町という形になっております。なお、１年生から６年生につきましては、木津川市、和束町、精華町、そしておおむね１０歳未満、１年から３年といたしましては、宇治田原町、亀岡市、南丹市、綾部市、福知山市、京丹後市、与謝野町、以上でございます。

○議長（西山和樹君）　坂本君。

○１０番（坂本美智代君）　先ほど町長の十分配慮したいという町長のお気持ちもわかります。そして３月議会、私が調べました４年生以上の実施している学校も増えてきているのは確実でないかと、私の調べた中では大体６割近いところが４年生受け入れていると調べたところでは、調査ではそうなっております。

内閣府が５日付で発表しておりました新聞報道なんですけどね。男女共同参画社会に関する世論調査で「子供が不要である」と。結婚しても必ず子供が必要かどうかというのにね。「子供が不要である」ということが過去最高４２．８％に上っていると。２００７年８月の前回調査に比べては６．０％も増えているということが載っておりました。その中でやはり行政への要望でも子育てや介護中であっても仕事を続けられるような支援が６３．３％、これも７．６ポイント増えております。やっぱりこうした行政の支援が求めていることに追いついていないということが現状だということを私は、これを読ませていただいてもそうではないかと思います。

本町でもそういった親は待ったなしの状況であるんです。町長もそういったことは十分踏まえて、所信表明の中でもやはり学童保育の拡充、充実を述べられていると思うんですけれども、親はやはり仕事のシフト、勤務を変えてでも、もし４年生以上を受け入れてもらえなかったら、もうシフトを変えて変更しなければいけないという親の方の声も聞いております。そのことによってやはり収入が減少するということもおっしゃっております。もう一度、町長としては大体いつごろから学童保育の充実、充実というたら４年生以上のことやと思うんですけどね。そのことをどのように考えておられるのか具体的にできましたら、いつからということをおっしゃっていただけたら保護者の方も少しは安心されると思いますけれども、その点もう一度お伺いします。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　まことに申しわけないんですが、できるだけ早くしますけれど、一応こういうふうに公約に掲げているいうことは４年以内というふうに、まず理解しておいてください。できるだけ早く取り組みたいというふうに考えております。

○議長（西山和樹君）　坂本君。

○１０番（坂本美智代君）　それでは、教育問題の２つ目でありますが、中学校給食の実施について、町長にお伺いをいたします。

中学校給食は現在、和知中学校だけが実施をされております。合併して４年が過ぎ、これまでにも瑞穂、蒲生野中学校での実施をすべきであると何回か質問をしてまいりました。こういった教育環境への均衡からしても給食の実施をするべきであると思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　それでは、お答えいたします。

中学校の給食につきましては、京都府内の状況を見ながら早期に全町実施を図ることとし、

実を言うと平成２５年を目途といたしております。また詳しく話させてもらいますが、施設整備や運営方法、財源の確保等、具体的な取り組みを検討してまいりたいと今考えているところです。これもちょっと、やや公約から１年ぐらいずれる面があるんですが、いろんな諸般の事情があります。担当課長からちょっと詳しく説明できたら、させたいと思います。

○議長（西山和樹君）　野間教育次長。

○教育次長（野間広和君）　それでは、２１年の本年の６月議会におきまして篠塚議員さんからご質問をいただいておりまして、そのときにも申し上げさせていただいたところでございますが、現行、丹波給食センターとそして和知給食センター、そして瑞穂地域につきましては自校給食を行っております。

そんな中で、もちろん自校給食を取りやめて、例えば一気に丹波給食センターへ持っていって、そのときに中学校の給食もやるのかという問題も出てきますし、自校給食を続けるのかという問題もございます。そう考えますと統合後の桧山小学校の現行の給食の調理場につきましては、当時１９０名の生徒の予定で給食センターができておるわけですが、確かに現行１９０人が入るということになるんですけれども、施設の方もウエット方式という形を今はとっておりますが、今後はもうドライ方式ということで床がぬれない方式もとらなければいけないということになりますと桧山の方も整備をしなければいけない。そうなりますと桧山だけを見んなんのかということになりますので、篠塚議員にもお答えをさせていただきましたように２３年の４月におきましては、竹野、ひかりにつきましては従来どおりの形をとらせていただいて、下山、和知小、和知中につきましては和知給食センターという形をとりたいと。ところが、平成２５年の４月からにつきましては、丹波給食センターをさらに拡大をして中学生も受け入れる体制をつくっていきたいという形を思っておりまして、丹波給食センターの大改造、そしてさらには新規に給食センターのもちろん配置やらも考えなければいけない。あるいは丹波給食センターを新築をしなければならないのかとかいろいろな方向がございまして、その辺も検討をしていきたいというふうに、財政的な部分も含めまして検討していきたいということでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（西山和樹君）　坂本君。

○１０番（坂本美智代君）　町長の答弁では府内の状況を見ながら２５年を目標にとおっしゃいました。この府内では今、中学校給食はどのぐらい行われているのか、その点をお伺いしたいのと、今、教育次長からも説明がありました。その２５年を目標にしてというそれまでの経過なり、どういった方向が一番よいのか検討されるということをおっしゃいましたけれども、これはセンター式をまずもって考えておられるということであるのか。今ほかのこと

にどうされるかもわかりませんけど、今、物すごく食物アレルギーというのが増えているわけであります。それは、ただ遺伝があるからとかそういうことではなくして、環境ホルモンの関係もあれば、食べ物の関係もあって突然出てくることがたくさんあります。一番わかりやすいのは花粉症もそうですよね。普通に今まで何もなかったのに突然出てくると。そういったアレルギーが物すごく増えている子供さんがたくさん出てきておられます。そういった場合にこういった給食センター式にすれば、そういった子供たちへの食事がちゃんと対処できるのかどうか、その点はちょっと不安を感じます。自校式であれば少人数であるから対応もできやすいのではないかということも考えますし、その点はどのように考えておられるかお聞きいたします。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　基本的なことだけお答えいたします。

２５年を目途としていますが、これは私が公約にしていますので、きちっと実施するというふうにしたいとお約束したいと思います。

それとセンター方式によるアレルギー問題は解決できるというふうに私は考えております。計画どおり一応センター方式で計画を進めたいというふうに考えております。

残余いろいろ質問ありました。次長の方から答弁いたします。

○議長（西山和樹君）　野間教育次長。

○教育次長（野間広和君）　まず、実施率についてでございますが、京都府の実施率といたしましては３５．７％ということになっております。

それと給食センター方式という部分についてですが、今、自校給食については、温かいうちに生徒たちの口に入るようにという形で自校給食に取り組んでいる状況でございますが、現実センター方式にならざるを得ない状況になるのではないかなあというふうには思っておりますが、今後、保護者の方も含めてご相談は申し上げたいというふうに思っております。

そして、食べ物のアレルギーにつきましては確かに現実、卵、そば、エビ等々でアレルギーをお持ちのお子さんが多数おられます。その部分につきましてはご家庭から持ってきてもらう部分もあるんですけれども、その部分は事前にお聞きをしておりますので、配慮をしながら対応している状況でございますので、ご理解をいただけたらと思います。

○議長（西山和樹君）　坂本君。

○１０番（坂本美智代君）　給食の自校式ということで、温かいうちにということは今配慮をされているということをおっしゃいましたけど、この自校式ということは、ただ温かいだけじゃなくして、やはり食の安全もありますし、食育、ただ食べるだけではなくして、やはり

だしをとる時点からにおいを感じる、そういったことも食育の一環やと思うんですよね。においが、だしをとって次に何を入れて、次に何を入れたことによって、ああきょうは何のご馳走かな、何のおかずかなということ自体もやはり食育の一環であると同時に教育の一環でもあると思うんです。

今、教育次長おっしゃいました統合されることによって人数が増えてきます。瑞穂地区の場合ね、今度統合されますので、確かに１９０人ということで自校式という難しい部分も、それにまた中学校給食をするというようになった場合は難しい部分があるかとは思いますけど、今、割にセンター式よりまた自校式に切りかえてきているところも増えてきていることは事実であります。また、今おっしゃったようにやはり保護者の皆さんの声を十分お聞きする中で、もう頭からセンター式という考えではなくして、どちらがよいかということも選択肢の中に入れておいていただきたいと思います。

続きまして、最後に交通安全・防犯対策について３点ほど町長にお伺いをいたします。

１点目でありますが、これは国道２７号下山バイパスの開通式が１０月２４日に行われました。昨日もこのことに関しましては質問がありましたが、これまで狭くて異常気象時での通行規制区間に指定をされたり、そして安全面や防災面で問題がありましたが、下山バイパスが開通することによりまして道路の利用者の安全確保と災害時への交通確保がされたところであります。しかし、その半面、バイパスが横断をしておりますグリーンハイツ地内２カ所ではスピードを出して走る車も多く、大変危険であります。交通対策として地元とも協議をする中、早急に信号機や標識の設置など交通安全対策を国土交通省に求めるべきであると考えますが、その点を再度お伺いいたします。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　お答えいたします。

確かにバイパス走ってみて信号がえらい少ないなあというふうにまず思っておりました。交差点や公共交通機関の案内標示につきましては地元の声をお聞きした上で、設置してもらうように国土交通省に現在も伝えております。また、信号機の設置につきましてはグリーンハイツ区からの要望を受け、府警交通規制課と協議により町道下山日吉線との交差点部に設置されることとなっております。今後は供用後の交通実態を踏まえた上で地元の声をお聞きし、交通安全対策の充実が図られるように、事故のない道路となるように関係機関に伝えてまいります。

以上であります。

○議長（西山和樹君）　坂本君。

○１０番（坂本美智代君）　きのうもそのように答弁をいただいたのは承知いたしております。信号機が今度設置されるのは町道下山日吉線に今度道路を拡幅して信号機がつくことにはなっております。しかし、もう一つ問題なのは、グリーンハイツ内を横断しています、そこがカーブというか上に上っていっていますしね。ちょっと見にくい部分もありますし、そこの横断も結構多く見られます。そこでのそういった信号機がつけられないものなのか、警察との関係もあるかと思います。交通量の関係もありますし、待機するところが必要であるといった場所的なこともあるかとは思いますけれども、やはり夜、町長さんも走ったことあるかと思いますけど、夜走っていましたらね、グリーンハイツに入るのどこかなあと思わず行き過ぎますよね。標識も何もないので。そうしたら、ああここやいうて急ブレーキ踏んだときに後ろから、やはりまさかそこでとまると思っていないので追突すると、そういったことの大きな事故が起こりかねません。やはり早急にその下山日吉線の町道以外にももう一カ所、そこの信号機がつけられないものか、何か問題があるのか、その点もやはりちょっと検討というより調査をいたしまして、設置ができるものであれば設置するべきではないかと思います。地元の住民の方々の声も十分、今もおっしゃいました、聞いてということでありますが、その点は再度お伺いいたします。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　単に交差点でない入り口等に信号機が設置できるかどうかということは私ちょっと承知していないんですが、いずれにしても危険なところには信号機をつけてもらうように、今まで以上の関係機関と協議を進めてまいりたいとそのように考えております。

　それでは、担当課長から詳細、答弁させます。

○議長（西山和樹君）　十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君）　ただいまのグリーンハイツ区からの乗り入れについてなんですが、地元の声もお聞きする中で、南丹警察署の方に要望をするべく今手続をとっております。なお、供用後の交通量を踏まえての協議ということになりますので、現在、きのうと本日２日間でグリーンハイツ区内と蕨区のところで国土交通省によります簡易交通量調査をしていただいておりますので、その結果の資料を持ってまた警察の方と協議の方をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（西山和樹君）　坂本君。

○１０番（坂本美智代君）　ただいま課長の方からも南丹警察署の方に、こういった交通量の調査をする中でということで答弁いただきました。

　何かこのバイパスの沿線にスーパーができるのと、そして月決めの駐車場が建設をされる

というようなこともお聞きいたしております。やはりますます車の出入りが多くなるかと予想されますが、やはりそういった点も踏まえての調査をされるのか、その辺も再度お伺いします。

○議長（西山和樹君）　十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君）　今現在調査をしていただいているのは、スーパーの計画はあるんですけど、それの入り込み客数とかはカウントせずに、現在の交通量をもとに警察の方とは協議していくこととしております。また、前回、平成１７年度に交通量調査を全国で行っておりますので、次年度、平成２２年度が交通量センサスの年となります。その交通量センサスの年には歩道を歩く人の数、自転車の数、また自動車の数、大型交通量の混入率等を調査されますので、その資料も参考に協議の方をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（西山和樹君）　坂本君。

○１０番（坂本美智代君）　住民のそれこそ暮らしや命を守るのは自治体であります。まず町からして大きな声を上げていただきますことを要望しておきます。

２つ目でありますが、防犯灯の設置についてお伺いいたします。

本町には幾つかの開発団地がありまして、自治会を持たないある開発団地では、住民が防犯灯を設置いたしまして維持管理をしております。本町には街灯設置補助金交付要綱が設けられておりまして、趣旨の１条で、補助金の交付は区、自治会の集落の自治団体となっておりますが、交通の安全・防犯の観点からしても自治会を持たない開発団地等にも補助金の交付を受けられるようにすべきではないかと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　ご質問のとおり、現在、本町では京丹波町街灯設置補助金交付要綱を制定し、交通の安全、犯罪の予防、その他公共秩序の維持を図るために行う街灯の設置に要する経費に対し、予算の範囲内において２分の１以内、最高５万円の補助金を交付しているところであります。

基本的に街灯設置は住民自治における安全対策のための取り組みであり、設置後の電気使用料金や修繕料など維持管理経費については設置者により負担されているところであり、それらの費用負担とその継続性を考慮し、補助金交付対象を区など自治団体としているところであります。

また、交通安全や防犯対策は日ごろの地域住民同士の連携なくして成り立たないものであると考えており、より多くの方々に所在する区組織への参加や新たな自治会組織の設立など

により本補助制度の活用をいただくことで、ソフト・ハード両面による均衡のとれた安全・安心なまちづくりを推進したく考えておりますので、ご理解をいただきますようにお願いをいたします。

○議長（西山和樹君）　坂本君。

○１０番（坂本美智代君）　今、町長から答弁をいただきました。確かにそういった自治会をつくったら自治会として申請もできますし、受けられるということはわかっておりますが、なかなかこの開発団地というのはよそから来られた方で、そういった自治会に入りたくないという方も多々あり、なかなかみんなで、そうかということができなくて、もうほんまの少人数で、私の知っている団地ではお金を出し合うて、本当に今１基でも５万円、何ぼかちょっと払うて何基かつけたという方もおられます。しかし、これからまた何軒か増える様子もありまして、家が建ちよりますのでね。そうした場合になかなかもう本当にそこまで電気代を、電灯代を維持するだけでも大変であるのに、できるだけそういったことができないものかという相談を受けたことによりまして質問いたしたわけでありますが、住民税をやはり住民として払っておられる以上、やはり住民として受け入れるべきであることが大きな住民サービスの一つではないかと考えます。

それと同時にやはり複数であっても少人数であっても、やはり受け入れをしていただいた上で調査、現場を見ていただいて、ああここは本当に必要やなということであれば、やはりそういった補助を受けられるようにするのが、やはり住民サービスの一つの大きな、住んでよかったという住民の思いが出るのではないでしょうか。その点もう一度お伺いします。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　ご提言を検討したいという思いをまず最初に申し上げます。

確かに、新しい団地も私もあちこち呼ばれて行ってきたんですけれど、非常に組織をつくるのが難しいようにも受けとめております。本来、目的が安全とか安心とか防犯とかいうて言うてるんですから、できるだけ補助金が出せるような方向で検討したいと、そのようには考えております。

○議長（西山和樹君）　坂本君。

○１０番（坂本美智代君）　それでは前向きに検討していただくとともに、やはりこうした自治会をつくるということの働きかけを、やはりそういった行政としても指導なり支援をしていくべきであるということもあわせて要望しておきます。

３点目でありますが、七山峠の維持管理と改修について、このことは以前からもずっと質問をしてまいりました。この七山峠は旧丹波と旧瑞穂の旧町を結ぶ町道であり、現在、水道

管も敷設をされている町道でもあります。しかし、近年、維持管理ができていないのが実態であり、わだちができた上に雨水等で洗われまして、大変走りにくい状況となっております。町道は町の責任で管理すべきであるのは当然町長もご存じかと思いますが、こうした安全対策からしても必要に応じた、また退避場所なども改修に取り組むべきと考えますが、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　お答えいたします。

　町道七山線の管理につきましては従来から地元区に管理をしていただき、路面修理の材料として砕石等原材料費を予算化し、補修等をお世話になっているところでございますが、工事などによる補修が必要な箇所につきましては維持修繕工事により対処してまいりました。また、現在の交通量から早急に避難所を設置する状況ではないというふうにも現在考えております。今後とも地元のご協力をいただいて維持管理を行っていきたいというのが私の考えであります。

○議長（西山和樹君）　坂本君。

○１０番（坂本美智代君）　これまでから、それこそ春と秋の道つくりの日にそれぞれ私らでもそうですけれども、ずっと砕石を町からそれをいただいて管理はしておりますが、何でもそうですけど高齢化になってきております。本当に大変であります。町長も通られたことがあるかと思いますが、これまで以上に本当にハンドルをとられるんですよね、走っていましても。わだちができた上に掘れたようになっていますので、やはりそれでは、春と秋の道づくりのときだけでは十分対応はできておりません。やはり町の責任で常から、見てはいただいていると思いますけれども常から通っていただいて、やっぱりそういった維持管理をしていただくべきであると同時に、やはり水道管が敷設されております。このまま放っていたら、それこそ水道管がどのぐらい、何メートル下に敷設されているか私は具体的にはわかりませんけど、大きな改修工事にならないためにも常から、小さいことからやっぱり修理を、修理というより改善をしていくべきであると、そのことをお伺いしたいのと、この旧町と旧町を結んでいる町道がこの本町には何路線ほどあるのか。そして、その中で舗装されていないのは何路線あるのか、お伺いします。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　今までは利便のために通ったんですが、一度、坂本議員が言うてくれてはるんで町長として一回現地を見るという意味で通ります。

　残余は担当課長から答弁させます。

○議長（西山和樹君）　十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君）　旧町間を連絡しております町道に関しましては、今の質美から富田へと旧の瑞穂町の質美から丹波町の富田を連絡する道路、それと瑞穂町の小野から丹波町の安井を連絡する道路、この２路線となっております。

うち小野から安井にかけましては緑資源機構の農道整備の方で道路を改良されておりますので、舗装されていないのは今おっしゃられております質美と富田を結ぶ路線だけということになっております。

以上です。

○議長（西山和樹君）　坂本君。

○１０番（坂本美智代君）　今おっしゃいました旧町・旧町を結ぶのはどこかいうたら丹波と瑞穂が２カ所ということを今、課長から答弁いただきました。そのうちのやはりこの七山峠がずっと舗装もされていないし、なかなか維持管理がされていないということが今の課長の答弁でわかりましたが、やはり旧町間の町と町を結ぶという大変重要な、町道の中でも集落と集落を結ぶというのではなく、また、町と町を結んでいたという大変重要な路線であったかと思います。ぜひ早急に町の責任で対応していただきたいことを申し上げまして、私からの質問を終わらせていただきます。

○議長（西山和樹君）　これで坂本美智代君の一般質問を終わります。

次に、森田幸子君の発言を許可いたします。

５番、森田幸子君。

○５番（森田幸子君）　５番、公明党の森田幸子です。

一般質問に先立ちまして、一言述べさせていただきます。

このたび多くの町民の皆様にご支持をいただきまして議員に押し上げていただき、心から感謝申し上げます。庶民とともにの公明党の立党精神を肝に銘じ頑張ってまいります。

また、京丹波町第二代の寺尾町長ご就任、まことにおめでとうございます。今後とも大変お世話になりますが、どうかよろしくお願いいたします。

それでは通告に従い、平成２１年１２月の定例会における一般質問を行います。

１．がん検診について。

日本人の死因のトップであり、３人に１人が亡くなるがん、今後も人口の高齢化に伴い死亡者数の増加が見込まれています。こうした中で国は、がん罹患率・死亡率の激減を目指すがん対策基本法を制定、同法に基づき策定されたがん対策推進基本計画の個別目標として、５年以内にがん検診受診率５０％を打ち出し、毎年１０月をキャンペーン月間と定めていま

す。

公明党の推進により平成２１年度補正予算で、女性特有の乳がん、子宮頚がん検診の無料クーポン配布が実現しました。乳がんは４０歳から５０歳代に激増し、年間約１万人が乳がんで亡くなっています。同年齢でのがん死亡の２３％、ほぼ４人に１人を乳がんが占めています。また、子宮頚がんは２０歳から３０歳代の若い女性に増えています。本人の自覚症状がないため発見がおくれ、国内では年間約１万５，０００人が発症し、約２，５００人の大切な命が失われています。この子宮頚がんは検診と予防ワクチンでほぼ１００％予防ができると言われています。

そこで、１．京丹波町においての乳がん、子宮頚がん検診の無料クーポン配布対象者の年齢と配布人数について伺う。

２．今回配布した効果はどうか。また、無料クーポン配布による受診率は何％を見込んでいるのか。

３．通常のがん検診の受診率は何％か。受診の効果はどうか。

４．受診率アップの対策としてがん対策推進本部を立ち上げ、がん予防の普及啓発や検診の受診勧奨などを行うがん対策推進員を養成する事業を始めてはどうか。

５．早朝や土曜、日曜も検診日にしてはどうか。

６．がん検診の申込書と一緒に検診の重要性や体験談を紹介した案内書もつけてはどうか。

７．地元医師会による協力体制を受け、健康に関する町民向けの講演会や地域活動での呼びかけ、保健福祉課職員によるきめ細かな啓発活動をしてはどうか。また、歯科医や薬局、理髪店など保健関係者が機会あるごとに検診を促してはどうか。

次に、２番、子どもの読書環境の整備についてでです。

公明党は２０００年１月に子ども読書運動プロジェクトチームを結成し、一貫して読書環境の整備に取り組んできました。結成の翌年には子どもの読書活動の推進に関する法律が制定され、２００５年には文字・活字文化振興法が成立するなど法的な整備も格段に進みました。子どもの読書に親しむ環境整備が法的にも認知されたことで具体的に予算措置を行えるなど、読書環境を飛躍的に拡充することができたと言えます。

現在、新学校図書館図書整備新５カ年計画として、２００７年から５年間で１，０００億円の予算をつけ学校図書の充実を図るとともに、第２次基本計画の中で図書館の蔵書増、学校への司書教諭の配置も進めています。

さきに述べました公明党のプロジェクトチーム結成を機に、１.朝の１０分間読書運動、２.読み聞かせ運動、３.ブックスタート運動の３つの運動に力を入れてきました。

１．朝の１０分間運動に取り組んだ学校からは、不登校や保健室登校が減った、いじめがなくなったなどの報告が相次いでいます。今では全国の小・中・高で２万６，１９３校（１０月９日現在）が実施するまでになりました。

２．読み聞かせ運動も当初、何の意味があるのかと冷ややかな反応もありましたが、女性党員やボランティアの方が積極的に応援してくださり、学校と地域とのきずながおでき、今ではすっかり定着した運動になっています。

３．ブックスタート運動は、３歳から４カ月時健康診査時で絵本をプレゼントする事業です。現在、全国で７１８の市町村が実施しています。児童文学作家の漆原氏は言われています。幼年期や少年期に本を多く与えられ優しく育てられた子どもは仲間たちの喜びや悲しみを感じ取ることができるようになります。相手の心の痛みを感じ取ることができる子どもは決して他人をいじめたり、からかったり、卑下したりはしませんと読み聞かせの大切さを強調されています。

さて、京丹波町においても１.朝の１０分間読書運動と２.読み聞かせ運動については各保育所、幼稚園、小学校等で実施されていますが、３のブックスタート運動を実施する考えはないか伺います。

以上です。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　森田議員にお答えをいたします。

まず答弁の前に、森田議員の当選おめでとうございます。私に対しての祝意もありがとうございます。議員活動活躍をご期待申し上げます。

１番の乳がん、子宮頚がんの検診無料等についてお答えをしてまいりたいと思います。

女性特有のがん検診事業の対象者は、乳がんが４０歳から６０歳までの節目の年齢の方５６９名、子宮がんは２０歳から４０歳までの節目の年齢の方４１２名で、９月末に個別に案内させていただきました。乳がんは1月１３日に集団検診として実施いたしました。子宮がんは個別医療機関で実施中であります。

２の無料クーポンを配ったということでの何％を見込んでいるかというご質問に対してでありますが、今回は乳がん検診無料クーポン券とともに女性のためのがん検診手帳をお送りし、がん検診の効果について周知させていただいたところでございます。改めてがんの早期発見、早期治療の重要性を認識いただけたのではないかと考えております。これまでの集団検診受診者を除いた女性特有がん検診の対象者の受診率といたしましては、子宮がんが１７.１％、乳がんは１５．６％を見込んでおります。

３番目の通常がん検診の受診率は何％かというお尋ねに対してありますが、本年度は、現時点でのがん検診の国の指針による受診率は、子宮がんが４３．５％、乳がんが３０％、その他、胃がん２１．９％、肺がん４７．８％、大腸がんが４０．８％となっております。

受診しての効果については、平成２０年度のがん検診の延べ受診者数が１万９９３名で、精密検査の必要となった方が６２８名、そのうち、がんと診断された方１１名、その他疾患の方が３１１名と、がんを含めた疾病の早期発見・治療につながっているものと考えております。

４、５とお答えをしていきます。

既に保健・福祉・医療教育の関係者をはじめ議会や区長会、婦人会、体育協会などの代表者の皆さんによる京丹波町健康づくり推進協議会を設置し、各年代層での健康プランの策定作業を進めていただいております。

その主要な課題となるがんの早期発見・早期治療のための検診の受診率向上対策につきましても各種団体や地域との連携の重要性をご指摘いただくなど、前向きにご議論をいただいております。今後もこの協議会を中心に町民主体による健康づくりを進めてまいりたいと考えているところであります。

早朝、日曜を検診日にしてはどうかというお尋ねに対してですが、休日の検診につきましては本年初め７月５日、日曜日に実施させていただきました。４２名の方の受診をいただきました。本年度も引き続き実施の方向で準備を進めております。パンフレット、案内書を出したらどうだというお尋ねに対して、本年度、検診申込時期の広報京丹波２月号に各種検診の受診勧奨とともに、検診受診者のがん早期発見の体験談を掲載させていただいたところです。また、申し込み時に健康に関する川柳を募集し、約４００件の応募をいただいたところでもございます。来年度の案内通知の際には、女性特有のがん検診とともに前立腺がん検診など男性向け節目検診の案内をするなど、創意工夫してまいりたいと考えております。

地元医師会による協力体制のご質問ですが、本年６月には健康づくり推進協議会や歯科医師会の皆さんのご協力のもと、町民の健康づくりへの関心を高めることを目的として、京丹波町健康広場を開催させていただいたところでございます。当日は歯科医師による歯科検診や町保健師による健康相談など２００名を超える皆さんの参加をいただきました。今後につきましても引き続き保健医療関係者にご協力をいただけるよう連携を密にしてまいりたいというふうに考えております。

また、これまでから保健師による町内約９０会場での健康相談や個別での訪問指導などで各種検診の受診勧奨を行ってまいりましたが、さらに、あらゆる機会を通じ、また健康づく

りの推進協議会を中心に区長会やさまざまな団体などのご協力をいただきながら、町民皆様への各種検診事業への啓発活動を推進してまいりたいというふうに考えております。

朝の１０分間読書運動のお勧めですが、すばらしい本を親が子に読み聞かせることにつきましては親子が本を通して子供と心を通わせ、想像力や思いやりのある情操豊かな子供をはぐくんでいくためにも大変重要であると認識いたしております。現在、森田議員も委員としてお世話になっております次世代育成支援行動計画策定のための協議会におきまして、ブックスタート事業実施に向けた取り組みについてもご検討をいただくよう提案してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（西山和樹君）　森田君。

○５番（森田幸子君）　ありがとうございました。

きょう現在、１番の答えなんですけど、京丹波町においては早くから無料でがん検診の実施をされているところであり、種類によっては検診するのに５，０００円から７，０００円もの費用がかかるものもあり、短時間で４カ所、５カ所のがん検診が受けられます。このような命を守るすばらしい施策でありますにもかかわらず、受診率が２０％を切っていることは大変残念なことです。受診していただいてこその施策であります。また、今、推進協議会の立ち上げもしていただいて、また、がん対策の方も力を入れていただきまして、これからまた私たちも協力させていただきまして、がん推進に頑張っていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

２番の答えなんですけど、ブックスタート運動を実施する考えはないかいう答えに対して前向きにいうことで言っていただいたんですけど、どういった形で、いつごろから検討されるのかお尋ねします。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　まず、受診率の低さには驚かされるばかりなんですが、森田議員と全く同感です。何とか受診率が上がるように一層広報、告知活動を強めていきたいとそのように感じております。

朝の読み聞かせ、本の１０分間読書運動、このことについては森田議員、今少し時間下さい。具体的にうんと検討して、私も大賛成ではありますので、具体的な答弁はちょっと今控えさせてください。前向きに本当に検討いたします。

残余、何か答弁があったら担当課長してください。

○議長（西山和樹君）　堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君）　それでは、ブックスタートの関係でございます。

今回ご質問いただきまして、私も恥ずかしながらブックスタートということを初めて耳にさせていただいて、研究をさせていただいております。今現在におきましては、三、四カ月検診に関しましては、いわゆる体の健康を重視した検診となっております。今後やはり心の健康も重要であろうかというふうにも考えておりますので、子育て支援課と、あるいは教育委員会の図書部門と協議をさせていただいて、できれば４月以降、来年度からでも実施をさせていただきたいなというふうに考えております。今後、早急に協議をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（西山和樹君）　森田君。

○５番（森田幸子君）　ありがとうございます。前向きに４月以降からということで期待させていただきます。私事ですが、今、ブックスタートの私事で申しわけないんですけど、初孫ができたときに２冊の絵本を渡して、もうそれがほんまに子供の成長に、言葉もすごく出てきて、もうほんまに心ともに私の娘、母親なんですけど、口数少ない娘なんですけど、その孫は言葉が物すごくしゃべれて本当に、本に親しむいうことは本当にいいことやなと実感、体験いたしました。また今後とも早急に、また皆さんもこのようなブックスタートが実施されるように、また皆さんいろいろお世話になりますが、どうかよろしくお願いいたします。

これで私の質問終わります。ありがとうございました。

○議長（西山和樹君）　これで森田幸子君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は午後１時からといたします。

休憩　午前　１１時２０分

再開　午後　　１時００分

○議長（西山和樹君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、岩田恵一君の発言を許可します。

２番、岩田君。

○１番（岩田恵一君）　まず最初に、町長におかれましては合併当初の選挙選のリベンジを果たすべくこの４年間地道に活動され、今回の町長選で多くの支持を得られ、大差をつけられて現職を破り、第二代の京丹波町長に就任されたところであり、まずもってお喜びを申し上げる次第でございます。

私も多くの皆さんのご支援をちょうだいいたしまして初当選を果たさせていただき、その責任の重さを痛感するとともに住民の皆様の声を議会の場に上げながら、その思いの実現に向けて精いっぱい努めさせていただく覚悟でございますので、町長はじめ管理職の皆さんの

ご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げます。

それでは、１２月定例会における私の一般質問を通告書に基づき行いますので町長の思い、本音の部分でお聞かせをいただきたいというふうに思います。

まず、１点目の今回の町長選挙についてでありますが、今回の町長選においては結果として現職の行政手腕に対する４年間の評価でもあり、町民との信頼関係が薄れたと同時に、新しい町政の流れを多くの町民が期待し、寺尾町政を選択したあらわれだろうと思っています。そして多くの課題が山積し、財政状況も大変厳しい中ではございますが、公約実現のために果敢に積極的に取り組まれ、その手腕を発揮されることを望むところでございます。そこで町長は今回の町長選の勝因はどこにあったのかとお考えなのかお尋ねしたいと思います。

２点目は、まちづくりの基本方針についてでございます。

町長は、まちづくり構想として旧３町の地域特性を生かしながら、住民の皆さんが愛着と誇りと希望を持って住むことができる、まとまりのある町を一日も早く実現し、ぬくもりとほほ笑みに満ちた交流の丹波高原都市をつくるとして、まちづくりの基本を安心・活力・愛とし、３０にわたるマニフェストを掲げ、多くの町民の支持を得て、今般の町長選挙に勝利されました。

まず１点目でございますが、その実行に当たってまず取り組もうとされる最優先課題は何であるとお考えか、また、年度内に取り組もうとされるものはあるのかどうかお尋ねをいたします。

２つ目には、施策の実行に伴う予算措置と財源確保は切り離せないと思いますが、どう対応されるのか。大変厳しい財政状況の中でこれまでの４年間の事業を検証し、いわゆる国でも行っておりますような事業仕分け的な見直しなどを行うお考えはあるのかどうかお尋ねをいたします。

３つ目には、多くの施策の実施時期は次年度以降と考えておりますが、その実行母体となる施策を企画、立案、実行していくプロジェクトチームなどを設けるお考えはあるのかどうかお尋ねをいたします。

４つ目には、前町政が進められてきました協働のまちづくりは参与の設置ですとか、支所には担当職員を配置いたしまして、まちづくりにかかわらせてきたところでございますが、その成果の検証は行われ、それを継承していくお考えはあるのかどうかお尋ねします。

以上について町長の所見をお伺いいたします。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　岩田議員にお答えいたします。

私への祝意に対しては感謝を申し上げます。岩田議員もご当選おめでとうございます。議員のご活躍をご期待申し上げるところであります。

当選できましたのは大きくはバラク・オバマという人があらわれてきて変革を訴えて、アメリカ大統領に当選された、あのあたりからの一つの風というものがあるというふうに感じております。日本でも自民党から民主党に政権がかわったと。こういう大きな流れにあったと私は考えております。

その中で合併後のこの京丹波町の一つの心配事というのは医療にありました。ここで前町政の信頼が薄れというという表現がまずあるんですが、その信頼が薄れるということは行政不信というふうに置きかえられると思うんですけど、医療不信、いろんな心配事を何とか取り戻して安心を取り戻したいと。そのことによっての行政信頼を獲得して、そして合併後の行政効果を上げたいと、そのように訴えてまいりました。

そういうふうに自分の集会で訴えてきたところなんですが、かねがね住民本位という言葉もあります。私が一番最近よく聞くのが住民目線という言葉ですね。そういうことに対して自分の体験を集会で訴えたんですが、集会には４割ぐらい女性が見えるんですけれど、ほとんどが子育て、あるいは子育てをしていらっしゃる、子育てをされた方、そういうお母さんと言われる人なんですが、私はそのお母さんが買い物をなさる様子、少しでも家族のためにおいしいものを、あるいは値打ちのあるものを買い求められるわけですね。これはお母さんの感情というふうに、ハートというふうに言うてるんですが、もう一つお母さんのすばらしいところは大蔵大臣の役目もしおってくださっているんですね。少しでも安いもの、自分の着るものを減らしてでも子供のためにお買い物をすると。いわゆる銭勘定の方の勘定であります。

こうした現場に４０年携わっていて、そのことが一般的に言う住民の肌感覚とか、あるいは町民目線とか、あるいは町民本位というふうに理解をして、そうした体験をぜひ生かしていきたいというようなことを訴えてまいりました。がんとして横についているいろんな人たちのアドバイスを無視して、自分の思いを訴えてきたことも人間寺尾を理解してもらったんじゃないかというふうに考えております。

まちづくりの基本姿勢についてということでお答えをいたします。

所信表明でも触れましたが、私も町政運営は初めてであり、いろいろと勉強しなければならないことも多くあることも事実であります。行政上の法令やルールも従うべきは従いながら、これまでも幾度となく申し上げてきましたとおり、和知診療所の常勤医師確保と地域医療における課題に取り組んでまいりたいと考えているところであります。また、現在、新年

度の予算編成中でもありますので今何とも申し上げられませんが、この中にどのような形で盛り込めるか検討しているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

２つ目のマニフェストに掲げた施策実現に向けては、財源確保が非常に厳しい現状のものと限られた枠の中で創意工夫を行い、新たな政策展開ができる財源を生み出していく必要もあると考えております。新たな発想のもとで職員一丸となり、不要不急の事業の洗い出しやむだなコストをさらに追及していくなど行財政改革を推進し、新たな財源を捻出することにより、人に優しいまちづくりの実現に向けた各種施策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、事業検証については、本町が予算化し現在進めております各種事業については京丹波町総合計画の方針に基づき展開しているものでありまして、おのおのの事業の内容の検証につきましては総合計画基本計画からさらに詳細化した総合計画実施計画を策定し、おのおのの事業内容について現状分析など毎年度ローリング方式で必要な見直し精査を行う中で実施しているところであります。今後については引き続き、これらの検証方法を推進していくことを基本に、事業事務改善対策の手法として事業仕分けも含め、さまざまな方法について今後研究していきながら、必要に応じ新たな方策にも取り組んでいく必要があると認識いたしております。

議員もご存じのとおり、施策の実現に当たっては所管課を中心に議論を深め、その実行に当たってきております。施策を実現するに当たりプロジェクトチームの設置については、その施策の規模や専門性、部局横断性等を十分踏まえた中で検討してまいりたいと考えております。ご提言の事業仕分け等については今後、時間の許す限り陣頭指揮をとって、効率化のために頑張っていきたいとそのように答弁しておきます。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　申しわけありません。ちょっと答弁漏れがありました。

本町では住民自治組織によるまちづくりの基本方針を策定いたしました。この指針に基づき、既存の住民自治組織を含めた全町的な住民自治組織によるまちづくりを積極的に推進するため平成２０年度には、まちづくり推進担当職員６名を配置し、まちづくりの調査研究をはじめ地域づくりについての助言、情報提供などを積極的に支援し、また今年度には地域の課題や魅力、今後の方向性など話し合い活動を進める地域力向上事業交付金と住民自治組織の活動を支援し、地域の創意工夫により柔軟に活用することができる住民自治組織によるまちづくり交付金制度の創設、まちづくり講演会の開催など地域づくりの支援を行ってきたところであります。

指針に基づいた住民自治組織によるまちづくりを継承し、地域の特色を生かした住民参画によるまちづくりや地域と行政による協働のまちづくりを目指して、真に住民が主体となった住民の創意と工夫、判断と責任に基づき、地域の特性に応じた魅力ある取り組みを支援してまいりたいと存じております。たまたまですが和知の区長会に呼ばれまして、和知ブロック２ブロックと６ブロックのこの途中経過について、いろんな報告の場に接しました。よく頑張っていただいているので、このことを積極的に継続していきたいと、そんな思いでおります。

○議長（西山和樹君）　岩田君。

○２番（岩田恵一君）　町長がまちづくり構想なり、こういった講演会のビラの中でも住民目線ということでうたっておられまして、これまで私までの一般質問、それぞれ皆さん行われた中でもすべてにおいて前向きに取り組むというような姿勢を打ち出されておりまして、若干私もう少し、すべて前向きということなので慎重に取り組まれた方がいいんじゃないかというふうなことを思っているところでございます。

２回目でございますので、前町長のまちづくり公約に関しまして、事務方の最高責任者でございます参事さんは町長と住民との防波堤として前町長の信頼も厚く、その行政執行に多大なる貢献をされまして、管理職の皆さんももちろんですけれども大変ご苦労があっただろうと思いますけれども、町長は前町政をどのように総括され検証した中で、どういう形で新しい町政に引き継がれようとしているのかお聞かせいただきたいというふうに思います。

２つ目には、まちづくりは人づくりからとよく言われておりますけれども、私も同感でございまして、まずは町長と職員との緊密な信頼関係と指導力のもと職員の皆さんが元気で、やる気とやりがい、意欲を持って取り組む姿勢が大事であります。各課窓口に行けば、そういう雰囲気が住民の皆さんにも伝わるようなことであってほしいと望むところでございますけれども、現状の行政組織の改革、執行体制の見直しなどについて取り組むおつもりがあるのかどうかお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　今申し上げたのは住民自治組織、前町政から引き継いだことであります。むだのないようにきちっとこのことを継承しながら、また新たな振興策が出てきたら議員各位にお諮りするという考えで答弁をしているところであります。もちろん岩田議員が今ご指摘いただいているように財源を新たに確保するということは、収入を増やすということは非常に困難な状況なので、現施策の中、事業の洗い直しをきちっとして、そして、そのことを財源として私の思いのぬくもりとか温かみがあるとかいう安心・活力・愛のある町政実

現に向けて頑張る決意であります。

○議長（西山和樹君）　田端参事。

○参事（田端耕喜君）　ご質問の中で私へのご意見を求めていただきましたので、私の方から答弁をさせていただきたいと思います。

１期目の松原町政の時代から参事という役職をおあずかりさせていただきまして、当然ながら、そのときに多くの住民の方々からご支持を受けられまして、その政策の実現に向けまして、その当時努力をさせてきていただきました。また、今回の２期目の町長選におかれましては、皆さん方のご支持が寺尾町政ということで今、その寺尾町政の方を進められております。寺尾町長の方か掲げられましたそれぞれの政策の実現に向けまして、微力ではございますけれども私の方も一生懸命奮闘させていただきたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　実を言うと、追加やなしに忘れとってお答えしたんですが、もう一度申し上げておきます。

基本は岩田議員に私の言葉でお答えしておきますと、せっかく協働のまちづくりとか住民自治組織、そのためのいろいろ松原町政ご努力をなさったわけで、そのことをむだなく継承したいという思いをまず持っております。そして中間報告なんかもお聞きして、各地域、今まで頑張ってきていただいているので、そのことをすぐぷつっと切って私の町政だというような姿勢をとりたくないという思いでまずおります。そのことを申し上げて、本町では住民自治組織によるまちづくり基本指針を策定いたしました。この指針に基づき既存の住民自治組織を含めた全町的な住民自治組織によるまちづくりを積極的に推進するため平成２０年度には、まちづくり推進担当職員６名を配置し、まちづくりの調査研究をはじめ地域づくりについての助言、情報提供などを積極的に支援し、また、今年度には地域の課題や魅力、今後の方向性などの話し合い活動を進める地域力向上事業交付金と住民自治組織の活動を支援し、地域の創意と工夫により柔軟に活用することができる住民自治組織によるまちづくり交付金制度を創設、まちづくり講演会の開催など地域づくりの支援を行ってきたところであります。

指針に基づいた住民自治組織によるまちづくりを継承し、地域の特色を生かした住民参画によるまちづくりや地域と行政による協働のまちづくりを目指して、真に住民が主体となった地域の創意と工夫、判断と責任に基づき、地域の特性に応じた魅力ある取り組みを支援してまいりたいと存じております。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　ちょっと答弁が幾らか漏れていたようであります。

役場内の組織内の改革、これも積極的に取り組んでまいる所存です。現在は具体化が頭の中でできておりませんが、やっぱり改革は断行せざるを得んだろうと。財源を求めてという意味も含めてというふうに理解していただいて結構です。

○議長（西山和樹君）　岩田君。

○２番（岩田恵一君）　３回目となりました。最後になりますけれども行政組織の改革、執行体制の見直しについて今お伺いしまして、積極的に進めるということでお聞きしたのでございますけれども、町長の後援会だよりの中、これなんですけど、この中に役場の機能アップ、それから地域格差をなくし、行政サービスの平等化を図りますとありますけれども、具体的な取り組みはどういったことなのかお伺いいたします。

瑞穂・和知地区の住民の皆さんからは、支所の職員は元気がないとか、支所に行っても本庁と相談いたしますとか、何ら解決できないなどの不満が多くある中で、支所機能の充実についても、それに含まれると解釈してよろしいのでしょうかということをお伺いしたいというふうに思います。

それから最後、２つ目ですけれども、まちづくりは人づくりと申し上げたのですけれども、町長の所信表明の中にも人に優しくぬくもりを感じていただけるまちづくりを目指して、まずは職員が常に問題意識と目標達成に向けた意欲を持ち、住民満足度の向上を目指して、日々切磋琢磨していく姿勢や公平・公正で、親切・丁寧な応対に心がけるとあります。まさにそうであってほしいと願うものでございます。また、町長の愛のあるまちづくりのためのマニフェストの中にも親切で温かみのある住民の目線に立った行政運営を行うとあります。本当に当たり前のことでございますけれども行政運営の原点でもあり、基本的なことだと私は思いますが、上からの押しつけだけではなかなか改善は難しいものだと思います。やはりみずからが工夫する努力も必要でございますし、自分の考えも尊重される、また、物が言えて提案できる、主張できるというような職場づくりも大切ではないでしょうか。

そこで、私の経験からもですけれども、職員のやりがい、やる気といった点で創意工夫しながら、みずから発案でき、まちづくりや事務改善などに対する思いを町長にみずから提案、提言できるような職員提案制度というようなものを導入されるお考えがあるのかどうか、お尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　まず、漏れんように先答弁しておきます。職員提案型というのは非常

にいいことだと思います。あるいは岩田議員がおっしゃっているとおり、まちづくりは、まさに人づくりであります。私は仕事の追加はしたらあかん、教育の追加は何ぼしてもよい、人材育成ということが非常に大事だというふうに感じております。

行政の機能アップ、特に支所のことをおっしゃいましたけれど、きょうもちょっとほんの一、二分、課長からちょっと相談を受けて、これ、５万ぐらいなんですけど町長、追加してもよろしいかというような相談がありました。私ならもう本当は５万ぐらいで少しでも前向きの政策であれば、もうどんどんやってくれという表現をまずしたんですが、多分、支所の機能が沈滞化しているいう中に権限とか財源がないんだと思うんですね。そのあたりについてもよく承知していますので、重要な研究課題というのは前向きに検討していきたいとそのように考えております。もちろんその他の行政機能アップについても私なりにこれから本領発揮したいという思いでおるわけですけれど、先ほどの話と重複になりますが、私はとりあえずは仲間を増やす以外にないと言って幹部職員向けにいつも話してきたんですね。やっぱり幹部職員が寺尾と一体となってまず取り組んでくれんことには、この京丹波町行財政、非常に困難な中、解決する方法がないんですということを訴えてきております。その中、第二段階としてはスリムアップとかということになるんだと思います。そこ行くまでにもっともっと現職員と信頼関係をきちっと構築した上で頑張っていきたいというふうに考えております。

もう一つ余談になるかもわかりませんが、きょうも私、いろんな仲間から呼ばれております。その際、自分でその仲間に言おう思ってちょっとメモしたことを議員さんにもちょっとご披露いたします。

「忙しくさせていただいております。大好きです。困難なことも多くあると思います。もってこいです。やりがいを感じております。多くの方に喜んでいただけております。うれしいことです。生きがいを感じております。生きがいといたしております。」現在の心境であります。こういう気持ちで頑張ってまいりたいというふうに考えております。ちょっと余談になって申しわけなかったです。

○議長（西山和樹君）　岩田君。

○２番（岩田恵一君）　ありがとうございました。私の一般質問をこれで終わります。

○議長（西山和樹君）　これで岩田恵一君の質問を終わります。

次に、山田　均君の発言を許可します。

１５番、山田君。

○１５番（山田　均君）　それでは、平成２１年第４回京丹波町定例議会における私の一般質

問を行います。

１１月に行われました京丹波町の町会議員選挙では大きなご支援をいただき、議会に押し上げていただきました。町民の皆さんに心からお礼と感謝を申し上げます。公約実現に全力を尽くすとともに、住民こそ主人公の立場で頑張る決意を申し上げ、引き続くご指導ご支援よろしくお願いを申し上げます。

また、町民の大きな支持を受けられて二代目町長となられました寺尾町長の当選、心からお祝いを申し上げます。

国政では８月の総選挙で自公政権が退場するという日本の政治にとって新しい歴史のページを開く意義を持つ歓迎すべき出来事もありました。国民が耐えがたい暮らしの苦難、平和の危機を取り除きたい、政治を変えたいという強い願いを示したと言えます。新しい政権党が国民の願いにこたえた政治を進めるかどうかは未知数の部分多いですが、前向きの変化であり、第一歩だと言えます。１１月に行われました京丹波町の町長、町会議員選挙でも安心して暮らせるようにしてほしい、町民の強い願いが示された結果だと思います。国政でも京丹波町でもこれからの行政運営には期待と同時に住民の厳しい目が注がれていることを忘れてはならないと思います。

町長は１２月の定例議会の初日に施政方新を明らかにされました。それも踏まえて、次の６点についてお尋ねをしたいというふうに思います。

初めに、地域経済の活性化対策についてお尋ねをしたいと思います。

今ご承知のように町内の中小零細業者の皆さんの仕事は大きく減少し、廃業する人も増えています。政府も緊急対策として７２兆円規模の補正予算を取り組むとしておりますが、どの調査を見ましても国民は先行き不安を強く感じております。京丹波町として不況対策や仕事興しなど地域の活性化対策を取り組むことが必要であります。町として何ができるのか、どう支援をするのかを考えることはもちろん、全国の事例なども参考にして取り組むべきと考えます。

自治体は町民の皆さんから納めていただいた税金を使って事業を行っておりますが、その事業を町内の業者に発注をすれば、利益の一部を税金として町に納めていただく循環型経済対策として、町内業者でできる仕事は町内業者で行うことを大原則にすべきと考えます。全国で大きな成果を発揮をしております住宅改修助成制度は、町民が下水道の工事とか、住宅の段差をなくすとかそういう工事額の１０％から２０％の助成を行い、不況対策、仕事興し、地域の活性化対策として取り組んでいる事業で、少ない予算で大きな経済効果を発揮しています。京丹波町としても地域経済の活性化対策として取り組むべきと考えます。また、住宅

リフォーム助成制度、耐震助成制度などは対象を限定したものでありますが、検討・研究すべきと考えますが、あわせて町長の見解を伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　まず、山田議員のご当選をお祝い申し上げます。私に対しての祝意に感謝申し上げます。議員活動ますますのご活躍をご期待申し上げております。

地域経済の活性化対策についての答弁をいたします。

住宅改修助成制度の一つとして京丹波町住宅建築物耐震化促進計画に基づき、平成１９年度から京丹波町木造住宅耐震診断士派遣事業を実施いたしております。その方を対象として、現在の耐震基準に適合する住宅に改修されるよう次年度からの予算化に向けて、仮称でありますが「京丹波町木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱」を現在検討しているところでございます。まずは住民の生命と財産を守る意味からも、また、仕事興しとしての耐震改修に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小規模工事契約希望登録制度でありますが、これまで何度かご質問を受け、答弁させていただいたところでありますが、現時点におきましても入札参加登録のない業者に対し、公共工事の発注を行うことや議員ご指摘の登録制度を創設する考えは、現在は持っておりません。しかし、随意契約とすることができる小規模修繕等につきましては入札参加登録業者を基本としつつも、登録にない町内業者も見積もり合わせの相手として選定し、受注機会をできるだけ確保しているところでございます。

○議長（西山和樹君）　山田君。

○１５番（山田　均君）　今、耐震助成の制度ということを町長から答弁があったわけでございますが、私が申し上げたのは耐震という限定されたということではなしに、広く緊急対策として住宅改修助成制度をつくるべきではないかということを申し上げたんですが、ご承知いただいておると思いますが、与謝野町というところでは緊急対策交付金というのがあったわけでございますが、それを活用して当初２，０００万で始めました。９月議会で新たに２，０００万円、そして、この１２月でも２，０００万円を組んで、こういう事業をやっております。

聞きますと事業効果というのは当初３億円、合わせて９億円の事業効果を見込んでおるというように聞いておるわけです。だから、それぐらいの本当に仕事が増えておると。ですから、やっぱりそういうような視点でこういうふうに考えていくべきだと。与謝野町のような町でも取り組んでおると。それから、やっぱり補助事業の狭く考えるということではなしに不況対策、活性化対策として広くやっぱり取り組んでいくということが必要やというふうに

思いますので、ぜひ改めてそういう調査をしていただいて、前向きにやっぱり取り組んでいく立場で検討してすべきだという点をあわせてもう一度お尋ねしておきたい。

それから小規模工事契約の登録制度については、平成２１年の４月１０日現在ですけれども、全国でも４１１の自治体がその時点でやっておるというのは非常に、こういう仕事のない時期にこの公共事業、小さな事業を、修繕とか修理とかいうのを地元業者にさすという取り組みが非常に進んでおるわけです。これはご承知のように地方自治法の第２３４条に基づく随時契約というのを創造的な運用を図って、地元の中小業者を中心に工事の発注の機会をするということでやっぱりそういう、取り組んでおるわけでございます。

だから本当に、ご承知かと思いますけれども、仕事がないと、もう仕事をやめる、廃業するというのが増えておる、そういう中で町としてどういう支援をするかと。どういう業者、地域の活性化を図るかという、やっぱりそういう視点でこの登録制度についても住宅改修制度についてもやっぱり考えていくべきだというふうに考えますので、もう一度町長の見解伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　私の方から大まかお答えして、担当課長に答弁をさせたいと思います。

与謝野町の例ですと２万４，７００ぐらいの町民で２，０００万ぐらいのそうした緊急地域経済活性化対策がなされているというふうに今具体的にお聞きしましたので、私もそれに倣って、どの程度の予算が組めるか一応検討はいたします。

残余は担当課長から答えさせます。

○議長（西山和樹君）　十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君）　耐震改修の助成制度につきましては、先ほど町長の答弁にもありましたように実施に向けて現在、交付要綱等を策定しております。また先日、京都府の住宅耐震化促進連絡会議というものがありまして、その中でも住宅の改修助成制度について話題がありました。耐震改修とあわせての助成制度も今後検討していくということでございますので今後情報を入手し、先ほど町長の答弁にもありましように検討を重ねていきたいというふうに考えております。

○議長（西山和樹君）　山田君。

○１５番（山田　均君）　次、畑川ダム問題について伺いたいと思います。

畑川ダムは１８年前に旧丹波・瑞穂にあります開発団地７，１１４区画に６，０００人の人口が増える、水が不足するということで計画をされたものであります。

ダムの建設の費用としては１８．５％を地元の京丹波町が負担をすると。この負担は、こ

のダムの事業費７７億から計算しますと１４億２，４００万円余りが京丹波町の負担になりますし、ダムからの水は水質が悪いということで高度処理施設を建設するということになっておりまして、これが１０億２，０００万円の費用が要るといたしておりまして、合わせて約２５億円が町の負担ということに計画としてはなっております。

ダムの建設の最大の根拠としておりました人口、開発団地で６，０００人も増えるという、この計画というのはもう完全に破綻をしているというふうに思うんです。合併して４年間でも９００人、人口もう減っておるわけでございます。このやっぱり人口計画というのは根本的に間違うておるということから出発すべきだと思うんですが、町長はこの計画、私どもは破綻しておると思うんですが、どう考えておるのか、まず１点伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　計画が破綻しているかどうかについては非常に難しい判断だと思いますが、現状、推進すべきものというふうに考えております。

○議長（西山和樹君）　山田君。

○１５番（山田　均君）　歴代の町長がそういう立場をとっておられるわけでありますが、人口増が、その計画が破綻をしたと。それにかわって出てきたのが町内の事業所が増量要望をしているということで、ダムの建設はあくまでも必要だというふうに言われておりますが、資料などを見ますと、町内の特定の企業が日量３，０００トンの増量要望があると。企業から要望書も提出されているということで必要だということになっておるんですが、企業の都合で計画が変われば、だれが、ほな３，０００トンの使用する責任をとるのかと。企業が責任とらなければ大きな負担が結局住民に押しつけられることになるわけです。企業は本当にその水を必要としているのであれば、正式には契約を結ぶとかいうことが管理者として責任ではないかとこう思うんですが、町長としてはどういうように考えておられるのか、その見解を伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　契約をすることになるかと思いますが、将来的な水需要に対応すべく安定した水源を確保することは水道事業者としての責務であり、その水源を求めるため京都府にダムの建設をお願いしてきたところであります。本年秋にはいよいよダム本体工事が始まり、平成２５年４月の供用開始に向け動き出したことで、地域住民の願いがようやく現実のものとなろうといたしております。今後は一日も早いダムの完成に向け、京都府とともに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（西山和樹君）　山田君。

○１５番（山田　均君）　町長もご承知かと思いますが、京都府のこの畑川ダムに対する再評価委員会というのが２０年４月３１日にございまして、ここに議事録もあるわけでございますけれども、ここでも委員から今申し上げました会社からの増量要望があるということに対して町と企業の双方、契約等で確認しておくべきだというご指摘もありました。委員長はわざわざ、町も京都府も早く契約書を交わされるように留意していただきたいと、わざわざこういうことを指摘をされました。

前町長にも何回もお尋ねをしてきた経過もありますが、具体的にそういうことをはっきりしてきておりません。町長としてはそういう契約を結ぶ意思があるのかどうか、まず伺っておきたいというように思います。

また、３，０００トンという増量要望があるわけでございますけれども、それを実際に今の水道の料金表で計算してみますと日量３，０００トンですので、月９万トンの水を使うということになりますと、現在の計算をしますと１カ月で１，７１８万７，８７０円という水道料を払っていただくことになりまして、それを１２倍しますと１億９，２７８万円というのが、料金を下げましたけれども、そういう企業が負担をするということで、使ってもらえば水道会計がいいということになるかもしれませんが、逆に、それを使わなければ今この京丹波、瑞穂、丹波、和知の戸数で割りますと１カ月２，４７３円、料金を上げなければ、これが負担、いわゆる企業が使用しなければ負担をしなきゃならんということになりますし、当初計画どおり企業が１，０００トン使いますよと、あと２，０００トン要りませんということになって、２，０００トンを加入者がかぶるということになりますと、それでも月１，７４６円の負担をすると、水道料金に上乗せをせにゃならんとこういうことになるわけなんです。だから非常に大きなこれ問題ですし、住民にとってもやっぱり先行きどうなるんだと。それは確かに、水はないよりはあった方がいい、行政の責任だとこう言われますが、そこには大きな負担がやっぱりついてくると。住民の負担も町の負担も。そこをやっぱりしっかり行政の責任者として、やっぱり押さえていく、はっきりさせておくということが今一番求められるというふうに思いますので、あわせてその点伺っておきます。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　詳細についてはまた担当者から答弁させます。

まず、評価委員会で相当評価、その都度重ねているんだと思うんですが、ちょっと漏れている視点で、水源確保のために各浄水上げる場所があるんですが、水がそこそこあるときはいいんですけれど、どんどん吸い上げますと、その下流域が非常に自然が壊されている現実も実を言うとあります。そういうことを目の当たりしているもんで、できることならこれは

確保すべきことだという観点に私は立っております。いろいろ、もし大口事業者が供給断ってきたときどうなるんだという視点もまた検討すべきだとは思いますが、残余の答弁は担当者からさせますのでよろしくお願いいたします。

○議長（西山和樹君）　中尾水道課長。

○水道課長（中尾達也君）　ただいま山田議員からのご指摘があったわけですけれども、ダムの建設に伴いまして当然、私どものそれを受水する関係上、施設の整備が必要となってまいります。ただ、その施設整備に有しました事業費につきましては後年度の料金収入でもって、そこら辺を賄っていくということになっておりますので、一企業でありますが、予定の使用水量をお使いになりましたら当然、使用料としてこちらの方に収入をするべきところでもございますし、また、仮に使用水量が少なくなったという場合にありましても貴重な水源ということで活用をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（西山和樹君）　山田君。

○１５番（山田　均君）　一番ポイントになります再評価委員会で指摘をされました町と企業の双方ですね、契約書等で確認しておくべきだと。委員長もわざわざ契約書を交わされるように留意していただきたいという指摘をしておるんですが、この点についてはどういうような対応をされるのか。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　ちょっと漏れております。増量要望をしている大口の企業に対しては平成２０年１０月にダム完成後の水道水供給についての確約書をお渡ししたところであり、企業におかれましても事業規模拡大に向けて準備作業中であると伺っております。また、取水後は企業からの利用計画等を参考にしながら効率的な運用を図り、大切な水源として活用してまいりたいと、このように考えているところであります。

○議長（西山和樹君）　山田君。

○１５番（山田　均君）　町長は民間のいわゆるそういう視点というのを強く言われておるんですが、例えば民間の立場で言えば今言われたのは、確約書というのは町が企業に対して水をちゃんと都合しますよという確約書なんですね。企業がちゃんと約束どおり３，０００トン使いますよという確約書やないんです。町がちゃんと水を保障しますよという確約書なんです。企業から言えば当然ありがたいことやと。しかし、経営として運営しとる場合に、そういうようなものを相手側からもきちっといただくということでなかったら、相手の都合でどうにでもなるということになると思うんですね。だから、やっぱりそれが結局は住民に負担になる可能性も大いにあるわけですから、住民負担にならないというのもきちっとしてお

かなければですね。

今、担当課長が、例えば３，０００トンが１，０００トンになった、あと２，０００トンはまた考えるんやと言うけどやね。どこに、ほなそれ使うんやと。結局は、これまで言われておるように、料金にはね返ってくるということになると思うんですね。既にその料金の問題では人件費と維持管理経費と資本費をちゃんと水道料で持つんやということを言うとるわけですね。その地点に立てば、ほなだれが持ついうたら結局は水道を使っている住民、加入者が持つということにはね返ってくるんじゃないかと。だから、そういう点がないように、必要ならばきちっと約束をするということが私は当然だと思いますし、やっておる水道の簡易水道という事業というのは企業に対して、水をやるから水道のそういう改良事業の補助はないわけなんですね。やっぱりそこに住んでいる住民の水を確保するためにいろんな補助制度があるということで受けてきとるわけですから、ほな何のためにこの水を確保して、企業のために水を確保するのかということにこれなると思うんですが、莫大な金を使ってやるわけですから、やっぱりそこはきちっと責任、あるべき責任は責任できちっと押さえておくということがね、私は当然だと思うんです。改めてその点伺っておきます。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　田端参事からちょっとお答えさせます。

○議長（西山和樹君）　田端参事。

○参事（田端耕喜君）　山田議員さんのご質問でございますが、町長も水の重要性というのは強く認識をいただいておりまして、この水というのは確保してこそ初めて町の資産というふうになるべきものでございます。この資産がなければ何も安心の提供ができない部分もございます。いろんな意味で今後、この大事な水の確保というのはなくてはならないこととして認識もさせていただいておりまして、そのことを皆さん方の安心して住んでいただける町、これの提供のためにご努力をしていくということをおっしゃっているということでございます。

以上です。

○議長（西山和樹君）　山田君。

○１５番（山田　均君）　当然、水はないよりあった方がいいわけですし、当然確保せんなんということは、これはあると思います。しかし、それに対する負担が大きく要るわけですから、そこをどう見るかという問題と、１８年前に計画したダムです。今、合併して京丹波町ということになりました。水確保の問題ではいろいろこれまで報告もされております。近隣町に訪ねたけれども水の融通はできないというような報告もされていますが、今、京丹波町

となって旧の和知も京丹波町になりました。和知の水をほんなら使えないかということも私、京丹波として考えるべきですし、いわゆる投資をどこにどうするかということとの関連も出てくると思うんですね。２５億というお金を本当に使うと。わざわざ１０億以上の金をかけて、水質が悪いというて高度処理の施設をつくるとこういうですね。和知へ行けば本当にきれいな水がたくさんあるわけですから、本当にそれがもっと使えないかということも本当に改めて私は研究すべきだし、和知の人に行って聞けば、何でうちの使うてやないんやということを言われる。私もたくさん聞くわけですけれども、やはりそういう視点も踏まえて私はよく、しっかり見ておかなければ結局、この負担をほなだれが持つんだということになってくるわけですので、やっぱり当時のそれぞれの時々の為政者がしっかり将来を見越して判断をするということが私は求められておるというふうに思いますので、改めてその点についてもう一度申し上げておきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　私の立場でまずお答えしておきます。本当に苦しい決断ですが、これは継続していきたいと、そのようにまず考えております。

和知からの件は水道課長の方から答弁をさせます。

○議長（西山和樹君）　中尾水道課長。

○水道課長（中尾達也君）　ただいまの山田議員のご質問の関係ですけれども、事業の計画を立てる際に当然、旧丹波・瑞穂以外からの水源を求めるというのは一番適切な考え方であったと思いますけれども、その時点で近隣市町からの水の融通につきまして、当然調査なり依頼をしているところではありますけれども、その時点におきましても融通する水がないということで今日に至っております。

なお、合併以降におきまして京丹波一つの町となったわけでありますけれども、今の議員さんからのお考えでいきますと和知から融通をすればと。十分水は余っているというふうにお伺いをしたわけですけれども、仮に和知の方から必要な水を回すというふうになりますと、当然和知の中央の処理施設の機能を拡充をしていかなければならないと。そういったこと等々の施設整備がまた必要になってまいりますので、その点につきましてはダムからの取水以外にないということで結論づけられたという経過がございます。

以上です。

○議長（西山和樹君）　山田君。

○１５番（山田　均君）　民間の立場で言えば行政といいますか、決めたことを変えないというね。それが本当に住民にとってどうなのかということになりますし、ダムこそ自然を壊す

ということで今の政権ですね、ダムの見直しを言うとるわけでございますし、やっぱり水がないところほどたくさんのそういう取水源を持ってやるということが本当に将来的に考えてもですね、本当に私は大事だという点も申し上げておきたいというふうに思います。

例えば、ことし水の不足や給水制限というのはダムです。ダムから取水しているところはそう言いました。京丹波ではダムから取っていませんので、そういうことは一切ありませんでしたけれども、やっぱりそういう事例を見ても私は、ダムに頼るということは本当に将来不安を起こすし、現時点でもダムをつくらなくても私は行けるんだという点も申し上げて、次の議題に入りたいと思います。

農業振興対策について伺いたいというふうに思います。

町長も施政方針の中で農林業の振興を強調されておりますが、何点かお尋ねしておきたいと思うんですが、一つは新規就農対策の問題であります。

住むところの確保というのが非常に大きなネックになっております。町内でも空き家がたくさんあります。私の地域でも調べてみました。本当に２０から空き家があるわけでございますけれども実際、所有者、管理者に聞きますと、なかなか貸せないと。年に一、二回帰ってくるとかいろいろ事由を言われるわけですけれども、結局一度貸せば居住権ができて返してもらえないのではないかというような不安とそういうのもあるわけでございます。

ご承知と思いますが京丹波町から以北の市町村では、市町村が窓口となって空き家の登録制度なんかも取り組んでおります。京丹波もそういう面では積極的にやっぱり取り組んでいくということが大事ではないか。預ける方も借りる方も行政が中に入っていただくということになりますと本当に信頼もできるということになるわけでございますので、まずそれをどうかという問題。

それから私、特に言うているのは仮設住宅なんかを活用して、住宅のそういう貸付制度なども取り組むべきではないかと。もちろん町独自では無理という場合もあるかもしれませんが、そういう方策も考えるべきではないかというふうに考えますが、町長の見解を伺っておきます。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　お答えいたします。

少子高齢化、そして農業の担い手が不足している本町にとっても新規就農者の確保や育成は重要な課題であると考えております。新規就農を希望する方の受け皿づくりとして町民の皆さんのご協力を得て、空き家のあっせんも考えていかなければならないと考えております。空き家を提供する側の調査、その登録方法、実施主体など制度設置に向け研究してまいりた

いと考えております。なお、仮設住宅などの貸付については現在考えておりません。

○議長（西山和樹君）　山田君。

○１５番（山田　均君）　この仮設住宅の関係はなかなか一つの町なんかでは規模の問題、予算の問題もあってなかなか大変かというように思うんですが、必要ということを考えれば私は、工夫やとかそういう関係機関そういうとこへも要請をして、やっぱりその貸し出しができるようにしていただければ、もっともっと有効に広く使えるということもあると思うので、ぜひ町長としてもそういう機会あるごとにそういう要請をしていただきたいし、要望もしていただきたい。要するに必要と考えればいろんな方法があると思うんですね。だから、必要と考えるかどうかというふうに思いますので、ぜひそういう立場でこの問題を取り組んでいただきたいという点を申し上げておきたいというふうに思います。

２つ目は獣害対策です。特に施政方針の中でも獣害対策は述べられておりますが、ご承知のように収穫直前に被害に遭うということが非常に今多いわけで生産意欲を非常に失うと。物をつくる意欲を失うというのは本当に私もよく聞いておりますし、実際、私もそういう目に遭っておるわけでございます。本当に待ったなしの課題というように思います。これは防除するということと同時に頭数を減らすということがやっぱり大事だというふうに私は思います。

頭数を減らすためには駆除員をもっと増やすということが必要であるんですが、駆除員になるためには現在では猟友会の会員になるということが必要になっております。会員になるためには狩猟税とか登録手数料とか、猟友会の会員になりますと会費が町も府も要ります。また大日本猟友会のそういう会費もありまして、安くなったとはいえ年間で、わなの場合では２万６００円要ります。鉄砲ということになりますと、わなの許可も必要なことから４万５００円ということに私の計算ではなります。だから、駆除だけを目的に旧町の時代も含めてですけれども、わなやとかおりの狩猟免許を取っておる人も多いわけでございますけれども、この負担が多いためにもうやめると、会員にはならないと。結局、免許をもう取り消し、やめるということが非常に私の周りにも多いわけでございます。

ですから、獣害対策として考えれば駆除だけを目的にした町独自の駆除員制度というのを設けて取り組めば非常にそういう負担も少ないし、駆除を目的にやればいいんじゃないかとこう思うんですが、その点についてお尋ねします。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　お答えいたします。

有害鳥獣対策でございますが、まず、捕獲許可についてでございますが、京都府が定める

「鳥獣保護管理計画（有害鳥獣捕獲許可の基準など）」と「特定鳥獣保護管理計画」に基づき京丹波町有害鳥獣対策協議会により年間の捕獲数などが定め、捕獲を許可し、実施しているところであります。また、有害鳥獣捕獲員は狩猟免許を取得、登録し、さらに知識や経験が必要になることから京丹波町猟友会に委託しております。また、町では狩猟者育成のため、平成２０年度から新規狩猟免許取得に係る経費の一部について助成を行っているところであります。

今後、狩猟者育成の強化を図るため支援者の見直しを行い、まず第一に狩猟免許取得者を増やすことを最優先として実施するとともに、町に登録する駆除班制度を取り入れるべきではというご質問でありますが、猟友会と連携しながら有効的な捕獲実施に向けた体制整備を研究してまいります。平成２１年度から亀岡市、南丹市、京丹波町が連携した広域捕獲を実施しますので、これらの取り組みによる効果も期待しているところであります。

○議長（西山和樹君）　山田君。

○１５番（山田　均君）　駆除という目的と狩猟という目的と、これ全く違うと思いますね。だから、私どもが旧町のときに視察しました島根県の邑智郡美郷町というところでは、この獣害対策の駆除班というのと狩猟が目的の猟友会と分けて駆除対策に成果を上げておられました。こういった先進事例もやっぱりもっと参考にして、本当にどういう方法が一番いいのかと。狩猟免許を何ぼ取っていただいても今申し上げましたように、わなであれば２万円以上の毎年会費を払わなきゃならん。わなを一つ買えば５，０００円と。一回使うたら、それでもう次に新しいのを使わなきゃならんと。そういうことになるわけなんですね。だから、狩猟を目的という方と駆除だけが目的ということですので、やっぱり駆除を目的にすれば、もっとそういう負担の軽減を図るためには町が独自に駆除班というのを配置していただいて、もちろんそれは講習もしたらええと思うんですね。そして安全講習もきちっと受けてやれば私は十分できると。今、全国的な組織、京都府のそういう組織もありますから、なかなか難しい問題もあろうかと思いますけれども、全国ではこういうふうにやっておるところもあると。やっぱりそういう事例も学びながら本当にどうするかと。もう待ったなしの状況だと思うので、ぜひそういう取り組みを私は要求しておきたいというふうに思います。

それからもう一つ、丹波ブランドの問題でお尋ねしておきたいと思うんですが、町長も言われるように、丹波というのは全国ブランドだというふうに思います。ブランドになっておれば、これは宣伝費も要らないわけでございますので、これを大いに生かすというのは当然そうだと思います。今ある松茸とか栗とか黒豆とかそばとか、もちろんそういうのを売り出していくといいますか、それも大事でありますが、やっぱり丹波ブランドをつくっていくと

いうことも非常に大事だと。地域に合ったものをいわゆる掘り出していくということも、これ必要になろうかと思うんですが、今求められておるのは本当に安心・安全な農産物というのが本当に必要になっておりますし、それをやっぱりつくり出す、売り出す有機のやっぱり栽培というのをもっと町のですね。京丹波は有機の農産物、有機の里だと、そういうふうな京丹波町全体がそういう安心・安全なそういう発信基地となって、持続可能なやっぱり農業の振興を目指していくということがやっぱり非常に大事じゃないかと思うんですけれども、そういう取り組みをしていくと。

例えば、丹波ブランドのそういう検討委員会とかそういう取り組む委員会をつくって、やっぱり取り組んでいく、町挙げて取り組んでいくということが大事だと思うんですけれども、その点についてちょっと町長の見解を伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　本町には既に全国的に丹波ブランドとして誇れる農林特産物がご承知のとおりあります。その生産の維持に努めるとともに丹精込めてつくられた京丹波町産の農作物のすべてについても丹波ブランドとして売り込めるように、既存の組織である京丹波町地域水田農業推進協議会などにより推進いただきたいと考えてまずおります。

また、今新たな本町の特産物として京かんざしの栽培を推進していますし、亀岡市、南丹市、京丹波町の南丹地域において生産される米を京丹波米として良食味ランキング特Ａを目指して取り組みが始まったところであります。こうした動きにも注目し、できる限り支援していきたいと考えております。もちろん山田議員がおっしゃっている有機栽培なんかもこの中に含まれるものと理解しております。

○議長（西山和樹君）　山田君。

○１５番（山田　均君）　施政方針の中では道の駅の農産物の販売とかそういうのも支援の対象として力を入れるんだということを言っておられるわけですけれども、やはり京丹波でつくる農産物、売られておるのはやっぱりそういう安心・安全なものだと、そういう売りが非常に大事だと。もちろん今言われたように専業的のものも、それは当然そういう形でやっていくということですが、やっぱり太い柱としては、やっぱり京丹波の土地でできたものが丹波ブランドとして安心・安全、やっぱりそういう有機の栽培なんだという、そういう取り組みの方法も私は本当に今大事だと思いますし、売り出していくべきではないかと。特に京丹波の場合は酪農というそういうものもあって、ふんだんに糞尿を使うとすればですね、できるわけですから、やっぱりそういうのを循環していくということも非常に大事だと思うので、その点、特に申し上げておきたいと思います。

次に、和知の水道料金問題について伺っておきたいと思います。

水道料金の問題は９月の議会で丹波・瑞穂の料金に一本化するということになりました。和知の場合には口径に関係なく使用水量によって水道料金を払う、そういう体系になっておりました。ですから、管が４０ミリであろうが５０ミリであろうが８トンまででしたら１，４７０円で済んだわけですが、今度の改正で管の太さ、口径で基本料金が変わるということになりました。

例えば公民館でしたら４０ミリが入ってくると。次、５万から金を払わならんということが起こってきておるわけでございますけれども、やはりそういう今大きな矛盾も起こっておりますし、ご承知かと思いますが、これまで基本料金まで、８トンの１，４７０円までの家庭が全体の３３％を占めていたわけです。これは３年間で引き上げるということになっておりますが、しかし、非常に７８％上がるという大きな負担になっておりますし、非常に不安も広がっております。これは特に住民に対してどういう合意を諮ってきたかといえば、町政懇談会で説明したという程度になっているわけですから、本当に住民の中に大きな不安と不信も広がっておるわけでございますので、やはり周辺も含めて、やっぱり納得していただけるような、やっぱりそういう取り組みをすべきやというふうに思いますので、私は料金を一たん引き上げを凍結して、京丹波町全体の料金体系を再検討して、そういう中で、ほなどうするのやということで住民の合意、納得で進めるべきだとこう思いますが、町長の見解伺っておきます。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　担当課長からいろいろ説明を受けてきました。何とか実施までに平等性確保できる、公平性確保できるように頑張りたいとまず考えております。今回の料金改定は町内で差異のある水道料金を統一する上で、施設を維持管理するために必要な経費を利用者の皆さんでご負担いただくために料金を設定したものであります。

和知地域におきましては基本額部分で大幅な改定となることは理解いたしております。しかし、現在行っております統合簡易水道整備事業の進捗とともに、現行の水道料金で対応できなくなっていることもまたこれ事実であります。本年の９月の議会におきまして料金改定にかかわります条例改正案も負担軽減のための段階的な料金改定を行うこととしてお認めいただいたところであります。また、高齢者世帯への配慮として減免制度も創設し、対応してまいりたいと考えております。

○議長（西山和樹君）　山田君。

○１５番（山田　均君）　この料金値上げで３年間で上げるというのは何も軽減になったわけ

ではないので、ちょっと先延ばしになっただけなので、そこは間違いないでほしいということともう一つ問題なのは、平成２３年からは下水道の料金体系を重量制にするという、こういうことになっているわけですから、非常に水道料と直接この下水道の料金が重なってくるというそういう問題もこれあるわけですので、やっぱり一体的に考えていくということと本当に住民の負担が増えていく、こういうことになれば住民の合意と納得なしにこんなことを進めれば、町長が言われる行政不信が本当に増すばかりだと思うので、私は再検討すべきだということを再度申し上げておきたいというふうに思います。

それから和知の診療所の問題、体制強化について伺っておきたいと思います。

町政の基本、町民が健康で安心して暮らせる、その中核となる医療施設の運営というのは町政の最重要課題だと思います。和知診療所の一般病床の確保と夜間・休日の診療再開、安心して暮らせるまちづくりの最低限の保障と、一日も早い実施が望まれるわけでありますが、この問題については何人かの議員も質問しておりますが、何より医師の確保が大前提になるわけでございまして、町長も関係機関の要請もされておるわけでございますが、その協力と同時に町民挙げていろいろなつながりを含めて、広く医師確保を取り組んでいくということが非常に大事だと思うんです。

昨日、署名運動も提起をされましたけれども、やっぱり地元の人たち、患者の皆さんを中心に、例えば健康の福祉会とか健康友の会そういうのをつくって診療所の運営など協力、また、健康づくりなどを自主的に取り組んでいただくような、そういう組織も立ち上げていただいたりして、やっぱりそういう医師確保に向けて、そしてまた診療所の運営をしっかり取り組んでいくんだと、そういう支援をしていくんだという、そういうことも取り組んでいく必要があるのではないかと思うので伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　まず、ご提言は重く受けとめて、できるだけそういうことも含んで医師確保に努力していきたいと思います。地域医療体制の確保には医師の確保が最も重要な課題であり、議員各位をはじめ各方面のご協力を得ながら取り組まなければならないと考えているところであります。府立医科大学や京都府等への要請は引き続きお願いしていく予定でありますが、現在ご尽力いただいている先生方のつながりや町民の皆さんのつながりなども大事な手段であると考えます。あらゆる方面からの情報を収集しながら常勤、非常勤を問わず医師の確保に取り組んでまいりたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（西山和樹君）　山田君。

○１５番（山田　均君）　ぜひそういうように町挙げて私どもも本当にいろんなつながりを広

げて確保していくというのが今本当に大事だというふうに思います。それと同時に、この診療所の運営の問題やそういう健康づくりなどの自主的な取り組みのことを申し上げたんですが、あわせて親切な窓口の対応と患者を増やしていくということも必要やということを言われておったわけでございますけれども、例えば、ほかのいろんな病院へ行きますと、受付に総合案内というような方がおられて、書いてきた方にちゃんと説明をされておる、そういうとこもたくさん見受けるわけですけれども、そういう住民サービスもやっぱり考えて患者を増やして病院を利用していただく、そういうことも考えていく必要があるんじゃないかと思うんですけれども、町長の見解伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　私も湿疹がよくできるもので病院へ行くんですけど、確かにボランティアだと思いますが親切に教えてくれます。そういうあり方が京丹波町病院あるいは和知診療所は、そういう必要がないかもわかりませんけれど、少なくとも京丹波町病院であったらよいなあというふうに思います。担当課に命じていろいろ検討させたいと、そんな思いでおります。

○議長（西山和樹君）　山田君。

○１５番（山田　均君）　最後に町民の安心・安全確保という立場から国道２７号、中山地内の歩道の問題について伺っておきたいと思います。

昨日も白土橋の歩道の問題については質問があったわけでございますが、私も何回となくこの間取り上げてきました。

ご承知のように中山地内の歩道というのはその幅も非常に狭いと。もちろん用地の関係もあると思いますが、この地域では高齢化が本当に進みまして、老人車とかを押して歩いている方も多いわけでございますけれども、そういう老人車や車いすでも安心して通行できるように改善するということは当然、この管理者である国交省の責任であるというふうに考えます。交通安全対策としても最優先されなければならない箇所であると考えますが、地元の強い要望として国交省にそういうのが届いているのかどうか。昨日もありました。順番があるんだとか、交通量がどうだとか、人がどんだけ歩くんだというようなことも一つの基準になっておるようでございますが、そういう基準でいけば、人の少ない過疎の地域は全くほったらかしということになるわけでございますので、ぜひ国交省へ強力な働きかけが必要と考えます。町としての取り組みを伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　ご指摘のとおりだと思います。通行量が少なかったら後回しにされる

ということになると非常に問題だと私も思います。したがって、白土橋の歩道の設置につきましては以前から国土交通省に対し要望書を提出してまいりました。本年度におきましても中山区からの要望を受け、国土交通省に要望書を出しておりますが、いまだ事業化されておらず、通学路ではないことから優先順位は低いと聞いておりますが、かわりの道路がない地域であることを考慮していただき、早期に事業化していただくように町としても引き続き強く要望してまいりたいというふうに考えております。機会があればというのではなしに機会をつくって、ぜひこのことの強い要望を私の口からしたいとそんな思いでおります。

○議長（西山和樹君）　山田君。

○１５番（山田　均君）　ぜひ町長自身が出向いていただいて、やっぱり要請していただくということと、やっぱり実際歩いていただいてそれを、やっぱり生の実態を届けていただきたいと思いますし、実際、あこの現場へ行きますと本当にあの橋の際といいますか、ガードレールが国道に沿ってではなしに、ちょっとゆがんでおりまして非常に歩く場合でも危険な箇所もありまして、非常にそういう点では国土交通省がどういう見方をされておるかわかりませんが、高校生の通学路にもなっておるわけでございますので、通過する人数が少なくてもやっぱり一人でも二人でも高校生も通るわけでございますし、もちろん昨日もありましたけれども歩く方もあるわけでございますし、京丹波という町になったわけでございますから一番やっぱりそういう点では非常に大事なとこだと思いますので、ぜひ町長みずからが出向いていただいて直接要請をしていただくという点もあわせてもう一度、町長の見解を伺って質問を終わりたいと思います。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　自分の私案としては、大きいトラックなんかがばっと通っているところを担当課長に撮影させてね。そして本当に厳しい、歩道がこんなんだというあたりを訴えていきたいと。多分これ、福知山になると思いますので近いことやし、早い機会に陳情してまいりたいというふうに考えております。

○議長（西山和樹君）　これで山田　均君の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

よって、本日は、これをもって散会します。

散会　午後　２時２１分